



2021年度版



# 障がい福祉 ガイドブック

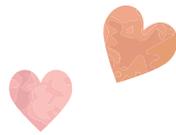
## 沖縄市



沖縄市エイサーキャラクター

この冊子の内容は、令和3年4月現在の内容を掲載しておりますので詳しくは、お問い合わせください。

相談		16
手帳		20
医療		24
手当・年金等		30
障害者総合支援法による総合的な支援		33
児童福祉法に基づく障害児支援		38
補装具・日常生活用具等		40
その他の支援		45
住宅		48
自動車・交通等		49
教育		52
就労支援・相談		53
税・使用料の減免等		54
スポーツ・レクリエーション		58
その他		59
団体		61
マイナンバーの利用		61
関係機関・施設等一覧表		62
健康関連		69
生活ガイド(リフォーム)		70



## ガイドブックをご覧になる前に

この「障がい福祉ガイドブック」は、障がいのある方が該当すると思われる諸制度の内容を大まかに示したものです。障がいのある人もない人も暮らしやすい社会づくりを目指していくために、多くの皆様に手に取っていただき、少しでも皆様の社会参加の機会拡大、またご家族のお役に立てて頂ければ幸いです。紙面の都合上、最小限の内容で記載しておりますので、詳しい内容につきましては、各担当窓口にお問い合わせください。

作成にあたりましては、広告主の皆様のご理解とご協力による広告掲載料を活用させていただくことで、本市の費用負担なしで発行しています。

ご協力くださいました皆様に、厚くお礼申し上げます。



沖縄市エイサーキャラクター

広告



**新調** **表替** **裏返し** **琉球畳** **薄畳**

多少にかかわらず気軽に申し付け下さい。  
日本の文化…畳  
い草の香り…安らぎの空間…  
真心込めてつくります!  
団地用畳もおまかせ下さい

一級技能士の店

# 中部たたみ店

い い いろ  
☎929-1116 (FAX)979-9997

沖縄市松本2-1-18 美里高校近く

中部たたみ店

# 障がい福祉ガイドブック作成関係部機構図

沖縄市役所 ☎939-1212(代表)

※市外局番は(098)です

部	課	係	内線	FAX
総務部	秘書広報課	広報広聴係	2372	934-0665
	市民税課	市民税係	3252~3255	982-1023
		税制係	3256~3258	
	資産税課	家屋係	2256・2257	982-1023
	防災課	防災担当	2349	934-0665
市民部	市民課	国民年金担当	2131・2133・2134	939-7472
健康福祉部	ちゅいしいじい課	地域福祉係	3182・3183	939-7341
		管理係	3159	939-7739
		支援係	3155・3156・ 3160~3164・3212	
		給付係	3152~3154・3157・ 3158・3165	
	手話通訳担当	3211		
	介護保険課	地域支援担当	3142・3144	939-7819
	保護管理課	管理係	2157	934-0707
	国民健康保険課	後期高齢医療係	2118・2128	934-0896
こどものまち推進部	こども家庭課	家庭支援係	3195~3197	934-3835
建設部	都市整備室	都市交通担当	2520	939-7341
	市営住宅課	住宅担当	2684	934-3854
各委員会	選挙管理委員会事務局	庶務係	2057	939-8281
消防本部	通信指令課	-	☎929-1190	983-4632
教育委員会 指導部	指導課	指導係	2752	937-3548
	学務課	助成係	2723・2724	
	市立教育研究所	研修係	☎989-6566	989-6569
教育委員会 教育部	市立図書館	図書館係	☎929-4919	923-0312

## 本書の用語 表記について

「障がい者ガイドブック」における表記につきまして、沖縄市においては、「障害」の表現が前後の文脈から「人」につながる場合や、本市における制度や単独事業の名称は「障がい」と表現し、法律用語や医療等の専門用語等として使用する場合は「障害」と漢字で表記しています。

広告



## はなしろ小児科

〒904-0035 沖縄市南桃原 3-36-13  
**TEL098-930-5177**  
**FAX098-930-5188**



## 就労継続支援 B型事業所

**作業内容** 木工雑貨・ペーパークラフト  
手芸・季節野菜・椎茸栽培

☎ 沖縄市池原3-3-26 2F  
 ☎ 098-988-5767  
 🐾 販売所：みけ猫工房

<https://fukushi-ichiba.okinawa/archives/officeform/miikeplus>






# CONTENTS



障がい児の方が利用できる福祉サービス等

## 相談

1	相談支援事業所	P16
2	沖縄市障がい者基幹相談支援センター	P17
3	障がいを理由とした差別に関する相談	P17
4	障がい者への虐待に関する相談	P17
5	沖縄市自発的活動支援事業 (ピアサポート)	P17
6	沖縄市地域型地域包括支援センター	P18
7	沖縄市民生委員・児童委員	P19
8	生活困窮者自立支援相談	P19
9	生活保護相談	P19
10	成年後見制度利用支援事業	P19
11	難病等に関する相談	P19

## 医療

1	自立支援医療(育成医療)	P24
2	自立支援医療(更生医療)	P25
3	自立支援医療(精神通院医療)	P26
4	重度心身障がい者(児)医療費助成	P27
5	後期高齢者医療制度 (後期高齢者医療保険)	P28
6	特定医療費(指定難病)公費負担制度	P28
7	小児慢性特定疾病医療費助成制度等 終了者(20歳以上)支援金	P29
8	障がい者・児の歯科治療について	P29
9	母子および父子家庭等医療費助成事業	P29

## 手帳

1	身体障害者手帳(身体障がい児・者)	P20
2	身体障害者障害程度等級表	P20
3	療育手帳(知的障がい児・者)	P21
4	精神障害者保健福祉手帳 (精神障がい児・者)	P21

## 手当・年金等

1	特別障害者手当	P30
2	障害児福祉手当	P30
3	特別児童扶養手当	P31
4	児童扶養手当	P31
5	障害基礎年金	P31
6	特別障害給付金	P32
7	心身障害者扶養共済制度	P32



広告

### 特定非営利活動法人なちゅら福祉ネット

すべての人がその人らしい姿で  
共存、共生、共育できる社会の実現にむけて...

\*\*\* 支援概要 \*\*\*

- 個別支援計画の作成
- 身体介護
- 学習支援
- 創作的活動
- 機能訓練(音楽療法等)
- 日常生活動作の訓練、社会適応訓練、地域生活に必要な知識・技術の付与

**支援センターバレット**  
・放課後等デイサービス・日中一時支援

〒904-2155 沖縄県沖縄市美原4-6-20 2階  
TEL&FAX098-963-5010

**就学前児童サポート教室 キャンパス**  
・児童発達支援・日中一時支援

〒904-2244 沖縄県うるま市字江洲198  
TEL&FAX098-989-3339

**Happy Smile**  
・放課後等デイサービス・生活介護・日中一時支援

〒904-0011 沖縄県沖縄市照屋4-3-30 1階  
TEL&FAX098-989-4816

**相談支援事業所なちゅら**  
・計画相談支援・障害児相談支援

〒904-2155 沖縄県沖縄市美原2-26-5 信ビル301  
TEL098-894-5183 FAX098-894-5291

お気軽にお問い合わせください

## 障害者総合支援法による総合的な支援

1	障害福祉サービス (介護給付・訓練等給付)	P34
	居宅介護	P34
	重度訪問介護	P34
	同行援護	P34
	行動援護	P34
	重度障害者等包括支援	P34
	自立生活援助	P34
	施設入所支援	P34
	共同生活援助(グループホーム)	P35
	療養介護	P35
	生活介護	P35
	短期入所(ショートステイ)	P35
	自立訓練(機能訓練)	P35
	自立訓練(生活訓練)	P35
	宿泊型自立訓練	P35
	就労移行支援事業	P35
	就労継続支援A型(雇用型)	P35
	就労継続支援B型(非雇用型)	P35
	就労定着支援	P35
2	地域相談支援	P36
	地域移行支援	P36
	地域定着支援	P36
3	計画相談支援	P36
	サービス利用支援	P36
	継続サービス利用支援	P36
4	高額障害福祉サービス等給付費等	P36
	高額障害福祉サービス等給付費等の支給	P36
5	地域生活支援事業	P36
	相談支援事業	P36

	意思疎通支援事業	P36
	日常生活用具給付事業	P36
	移動支援事業 (ヘルパーによる外出支援)	P36
	移動支援事業(介護タクシー事業者による通院支援型)	P37
	地域活動支援センター事業	P37
	日中一時支援事業	P37
	重度身体障がい者等 訪問入浴サービス事業	P37
	重度障がい者等入院時 コミュニケーション支援事業	P37
	居住サポート事業	P37
	併行通園事業	P37

## 児童福祉法に基づく障害児支援

1	障害児通所支援	P39
	児童発達支援	P39
	医療型児童発達支援	P39
	放課後等デイサービス	P39
	保育所等訪問支援	P39
	居宅訪問型児童発達支援	P39
2	障害児相談支援	P39
	障害児支援利用援助	P39
	継続障害児支援利用援助	P39
3	障害児入所支援	P39
	福祉型障害児入所施設	P39
	医療型障害児入所施設	P39
4	高額障害福祉サービス等	P39
	高額障害福祉サービス等	P39

広告

あなたに合ったペースで働いてみませんか?

一般社団法人 結まーる

就労時間 10:00-16:00  
送迎無料  
定員 20名  
昼食付き

誕生日パーティー  
クリスマスパーティー  
いちご狩り  
みかん狩り

障がい手帳をお持ちの方、随時体験受付中!  
あなたに合った、無理のない作業を  
スタッフと一緒に楽しくやってみましょう!  
まずは、お気軽にご連絡ください。

TEL:098-989-4744  
FAX:098-989-4745  
代表:サービス管理者(中村) LINE@ 連絡はこちら!

福祉作業所 就労継続支援B型 元気

相談支援 障がいのある人の地域生活を支援します

# ハイビスカス

【障がいがあっても自分らしく生きたい】  
そんな障がいのある人たちの思いを実現する為  
に地域生活支援を行っていきます

相談支援ハイビスカスでは、障がいのある方やそのご家族又は、介護をなさっている方からの様々な不安や悩み等の相談をお受けし地域で安心して生活して頂く為に必要なサービスをご利用して頂ける様にお手伝い致します。また、地域での生活を希望される方の相談にも応じ、入院中から、退院後も地域で安心して生活が出来る様にお手伝いさせていただきます。

「特定相談支援事業」  
基本相談  
本人や家族の相談に応じ、必要な情報を提供します  
計画相談  
障がい福祉サービス利用する際に、サービス等利用計画を作成し一定期間毎にモニタリングを行う等の支援を行います

〒904-2142  
沖縄県沖縄市登川 1-1-27 デコハウスA-1 TEL 098-939-7999



## 補装具・日常生活用具等

	1	補装具費の給付	P40
	2	日常生活用具の給付	P41
	3	小児慢性特定疾病児童等 日常生活用具給付事業	P44
	4	軽度・中等度難聴児補聴器 購入費等助成事業	P44



## その他の支援

	1	手話通訳者の派遣	P45
	2	手話通訳者設置事業	P45
	3	要約筆記者の派遣	P45
	4	在宅訪問歯科診療	P45
	5	緊急通報システム	P45
	6	ゆんたくコール	P46
	7	重度身体障がい者および 高齢者福祉電話設置	P46
	8	食の自立支援事業	P46
	9	高齢者通院支援サービス事業	P46
	10	家族介護用品支給事業	P47
	11	高齢者見守り体制整備事業	P47
	12	福祉機器の貸出し	P47
	13	生活福祉資金(福祉用具等の購入に必 要な経費)の貸付	P47



## 住宅

	1	居住サポート事業	P48
	2	高齢者等住宅改修費助成	P48
	3	生活福祉資金(住宅の増改築等に必要 となる経費)の貸付	P48
	4	市営住宅入居抽選の優遇について	P48



## 自動車・交通等

	1	自動車運転免許取得に対する助成	P49
	2	自動車改造に対する助成	P49
	3	生活福祉資金(障がい者用自動車購入 に必要な経費)の貸付	P49
	4	運賃の割引	P49
	5	那覇空港駐車場料金の割引	P51
	6	有料道路通行料金の割引	P51
	7	駐車禁止除外指定車	P51



## 教育

	1	就学支援	P52
	2	特別支援学級	P52
	3	特別支援教育就学奨励費	P52
	4	ことばの相談室	P52



## 就労支援・相談

	1	沖縄公共職業安定所 (ハローワーク沖縄)	P53
	2	中部地区障害者就業・ 生活支援センター花灯	P53
	3	就労移行支援 就労継続支援(A型・B型) 就労定着支援	P53

広 告



一般社団法人一三三 hifumi



**ACCENDO**  
<http://accendo123.moo.jp>

Enjoy! Alive & Learn & Job & Work. Wish Happiness.

〒904-0031

沖縄県沖縄市上地 1-1-1 コザ・ミュージックタウン102

TEL 098-987-8530

FAX 098-987-8531



## 税・使用料の減免等

1	所得税および市民税・県民税の障がい者控除	P54
2	市民税・県民税の障がい者非課税	P55
3	相続税等の障がい者控除	P55
4	軽自動車税(種別割)(軽自動車・原付・軽二輪・小型二輪)の減免	P55
5	個人事業税	P56
6	NTT電話番号案内料の免除	P56
7	NHK放送受信料の免除	P56
8	自動車税(種別割)・自動車税(環境性能割)の減免	P56
9	住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税(家屋)減額措置	P57

8	図書館利用サービス	P60
9	青い鳥郵便はがきの無償配付	P60
10	盲人用郵便物の無料配達	P60
11	ニュー福祉定期貯金	P60
12	障がい者等のマル優(少額預金等の利子非課税)	P60
13	携帯電話基本使用料等割引	P60

## 団体

1	障がい者ボランティア団体	P61
---	--------------	-----

## マイナンバーの利用

1	障がい福祉課窓口における個人番号(マイナンバー)の利用について	P61
---	---------------------------------	-----

## 関係機関・施設等一覧表

1	沖縄市事業所・施設一覧	P62
---	-------------	-----

## 健康関連

沖縄市 健康マップ	P69
-----------	-----

## 生活ガイド

バリアフリーリフォームのコツ	P70
----------------	-----



## スポーツ・レクリエーション

1	沖縄市スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	P58
2	沖縄県身体障害者スポーツ大会	P58
3	沖縄県ゆうあいスポーツ大会	P58
4	全国障害者スポーツ大会	P58



## その他

1	郵便等による不在者投票	P59
2	選挙の際の代理投票・点字投票	P59
3	聴覚・言語障がい者用メール110番	P59
4	聴覚・言語障がい者用FAX110番	P59
5	聴覚・言語障がい者用メール119番(NET119)	P59
6	聴覚・言語障がい者用FAX119番	P59
7	点字広報・声の広報の配布	P60

広告

# だいにゃろはー

居宅介護事業所

**訪問介護** ● 訪問介護 ● 介護予防訪問介護 ● 移動支援

**障がい福祉サービス** ● 居宅介護 ● 重度訪問介護 ● 同行援護 ● 行動援護 ● 通院等介助

**環境事業部** ● リフォーム ● バリアフリー工事

株式会社ゆいあいネットワーク

読谷村字大澗 363-1F(国道 58 号線沿い) TEL. **989-8496** FAX. **989-8497** TEL. **989-4860** FAX. **989-4861**

沖縄県内外問わず利用者様の受け入れ対応をしておりますので、まずは、お気軽にご相談ください。

(うるま事業所)うるま市みどり町 5-3-1



沖縄市では、防災情報や地域安全情報などを、電子メールを利用して発信しています。電子メールを受信できるパソコン・スマートフォン・携帯電話があれば、だれでも、どこでも、無料(通信料は自己負担)でご登録いただけるサービスです。ぜひ、ご利用ください。

## 沖縄市のメール情報配信一覧

### 1 防災メールマガジン

台風、大雨などの緊急時や警報発令時の気象情報や防災に関する情報などを配信。



### 2 生涯学習課メール『まなび★ナビ』

生涯学習課において紹介する講座案内やイベント情報・発刊物のご案内などを配信。  
※毎月第2・第4金曜日配信



### 3 地域安全情報メール

不審者情報・犯罪発生状況・消費安全情報などを配信。



### 4 イベント情報メール

『広報おきなわ』および『市民カレンダー』等に掲載されているイベント情報などを配信。



### 5 環境と安全の情報メール

『光化学オキシダント注意報等』『台風時のごみの収集運搬』『狂犬病予防』『イベントの情報』等について配信。



### 6 スポーツ振興メール

スポーツ教室・講演会等の開催、沖縄市総合運動場施設、スポーツ振興に関することを配信。



メールアドレス → **9391212@hn-jin2.net**

※登録に必要なメールが届かないときは、お使いの携帯電話・スマートフォンで指定受信制限等の設置をされている場合がありますので、受信制限設定解除もしくは「city.okinawa.lg.jp」と「hn-jin2.net」からのメールを受信許可する設定を行ってください。





## 障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。

問 公益財団法人

日本障害者リハビリテーション協会  
TEL.03-5273-0601 FAX.03-5273-1523

## 身体障害者標識(身体障害者マーク)



肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

問 警察庁 TEL.03-3581-0141(代)

## ハート・プラスマーク



「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。

問 特定非営利活動法人ハート・プラスの会  
TEL:080-4824-9928

## 聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)



聴覚障がいであることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマーク

を付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

問 警察庁 TEL.03-3581-0141(代)

## 耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表するマークでもあります。

聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮についてご協力をお願いいたします。

問 一般社団法人

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会  
TEL.03-3225-5600 FAX.03-3354-0046

## ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」では、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障がいのある方が身体障害者補助犬を同伴することを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。

補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。

補助犬を同伴していても障がいのある方への援助が必要な場合があります。障がいのある方が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いいたします。

問 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室  
TEL.03-5253-1111(代) FAX.03-3503-1237



## 「白杖SOSシグナル」普及啓発 シンボルマーク

(社会福祉法人 日本盲人会連合推奨マーク)



白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。

駅のホームや路上などで視覚に障がいのある方が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをください。

問 岐阜市福祉部障がい福祉課

TEL.058-214-2138 FAX.058-265-7613

## 障害者雇用支援マーク※



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

障がい者の社会参加を理念に、障がい者雇用を促進している企業や障がい者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。

そういった企業がどこにあるのか、障がい者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障がい者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。

障害者雇用支援マークが企業側と障がい者の橋渡しになればと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

問 公益財団法人

ソーシャルサービス協会 ITセンター

TEL.052-218-2154 FAX.052-218-2155

## ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いいたします。

問 東京都福祉保健局障害者施策推進部

計画課社会参加推進担当

TEL.03-5320-4147

## オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問 公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団

TEL.03-3221-6673 FAX.03-3221-6674

## 沖縄市人にやさしいまちづくり 環境整備要綱適合マーク※



このマークは、すべての市民が利用しやすい都市環境がまち全体に広がることで、人々が活気づき自由に歩く明朗な姿と、車いすの車輪が路面を円滑に進む様子を表しています。

適合マークが掲示されている施設は、沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱の整備基準に適合していると判断された施設です。

問 建設部 建築指導課

TEL.098-939-1212 内線2654

内閣府のホームページを参照しています。(※を除く。)

# 障害者差別解消法

障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者での「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障害のあるなしにかかわらず、おたがいに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくるための法律です。

障害を理由とした差別には、

障害のある人への「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

## 不当な 差別的取扱い

正当な理由がないのに、障害があるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはつけないような条件をつけたりすることです。



## 合理的配慮の 不提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があったにもかかわらず、「社会的障壁」を取り除く合理的な配慮をしないことです。



こんなことで困ったことはありませんか? ※相談窓口についてはP17をご覧ください。

- ▶ レストランなどの飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた。
- ▶ アパートやマンションを借りようとして、障害があることを伝えると、そのことを理由に貸してくれなかった。
- ▶ 災害時の緊急避難所で、聴覚障害があることを管理者に伝えたが、必要な情報提供は音声でしか行われなかった。
- ▶ スポーツクラブやカルチャーセンターなどに入会しようとして、障害があることを伝えると、そのことを理由に断られた。



沖縄県では、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」(共生社会条例)において、障がいのある人もない人もすべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会(インクルーシブ社会)の実現を目指しています。

条例の全文は沖縄県のホームページで確認できます。

共生社会条例

検索

まずは各市町村の担当窓口にご相談ください





**障害者虐待防止法**  
ってどんな法律?

## 障がい者の当たり前の生活を守る法律です

障害者虐待防止法は、正式名称を「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」と言います。虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障がい者が安心して生活し、社会参加できるように、私たち一人一人が虐待の防止に取り組みをしましょう。

### 1 身体的虐待

例えば

- ▶ 殴る、蹴る、やけどをさせる
- ▶ 身体を縛り、行動を制限する、羽交い締めにする
- ▶ 過剰投薬など

サイン

- ・体にアザや傷、やけどの跡がある
- ・手を上げると身をかばうような動作をする
- ・おびえた表情をする、急に泣き出す



### 4 放棄・放任(ネグレクト)

例えば

- ▶ 必要なサービスや医療を受けさせない
- ▶ 十分な食事を与えない
- ▶ いつも同じ服を着ている、入浴をさせない
- ▶ 部屋にゴミが散らかっている

サイン

- ・病気やけがをしても病院に連れて行かない
- ・極端な体重の減少がみられる、空腹を訴える
- ・身体から異臭がする ・髪や爪が汚れている



### 2 性的虐待

例えば

- ▶ 性的行為を強要する、性的暴力、胸や性器を触る
- ▶ わいせつな言葉を使う、キスをする、裸にする
- ▶ 性器や性行為を見せる、ポルノ雑誌や映像を見せる

\* 同性同士も含みます

サイン

- ・肛門や性器から出血が見られる
- ・性器の痛みやかゆみを訴える
- ・歩き方が不自然になる、ずっと座ってられない
- ・周囲の人の身体を触るようになる



### 3 心理的虐待

例えば

- ▶ ののしる、怒鳴る ▶ こども扱いする
- ▶ 無視する

サイン

- ・わめく、泣くなどパニック症状を起こす
- ・睡眠が不規則になる、夢にうなされる
- ・表情が無くなる、無力感、なげやりになる
- ・過食や拒食が見られる



### 5 経済的虐待

例えば

- ▶ 年金や賃金が本人のために使われていない。これらのお金がどのように管理されているか本人が知らない
- ▶ 日常生活に必要な金銭を渡さない
- ▶ 本人の同意なしに資産や預貯金を処分・運用する
- ▶ 雇用主が工賃・給料を支払わない

サイン

- ・預金通帳や年金を家族・他人が管理し、借金返済や遊興費などに使っているように思える
- ・工賃・給料や年金などでお金があるにも関わらず、サービスの利用料や光熱費などの支払いが滞っている
- ・空腹の訴えが多く、食事を摂っていないように見える



## 国民の誰もが通報の義務があります。

沖縄市 障がい者虐待防止センター  
(沖縄市役所 障がい福祉課)

直通 098-939-7894 (平日 8:30-17:15)

代表 098-939-1212 FAX 098-939-7739

E-mail skenriyougo@city.okinawa.lg.jp

詳しくはP17をご覧ください。





# 防災

毎日の暮らしの中でのちょっとした心構えの積み重ねが「いざという時」に大きな力になります。

## 地震の対処法

地震はいつ起こるか分かりません。そのためには、日頃から身を守る心がけをしておきましょう。

### 地震発生

- ▶ 揺れを感じたら、落ち着いて自分の身を守る
- ▶ 揺れがおさまったら、火元を絶つ
- ▶ ドアや窓を開けて、逃げ道を確保する



### 1〜2分

- ▶ 火元を確認、出火していたら初期消火
- ▶ 家族の安全を確認
- ▶ 靴をはく  
(ガラスの破片などから足を守る)
- ▶ 非常持出品を手近に用意する
- ▶ 山・がけ崩れの危険が予想される地域はすぐ避難



### 3分

- ▶ 隣近所の安全を確認
- ▶ 余震に注意  
(大きな地震の後には余震が発生する)



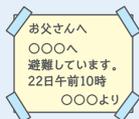
### 5分

- ▶ ラジオなどで情報を確認
- ▶ 電話はなるべく使わない
- ▶ 家屋倒壊などの恐れがあれば避難の準備をする



### 5〜10分

- ▶ 避難する前に、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落とす
- ▶ 自宅を離れるときには、行き先を書いたメモを目立つ場所に残す



## 津波発生時の行動



### 1 地震の大きさと自己判断しない

1896年の明治三陸地震津波では沿岸での震度は3程度でしたが大津波が押し寄せています。津波災害が予想される地域では、小さい揺れでも、揺れを感じなくても、避難を最優先にしましょう。

### 2 避難に車を使わない

車による避難は渋滞を引き起こし、一刻を争う津波からの避難は危険が伴います。東日本大震災でも、車での避難で渋滞に巻き込まれ、津波で多数の人が命を落としてしまいました。基本的に徒歩で避難しましょう。

### 3 「より早く」・「より遠く」・「より高く」

津波が起こる可能性がある場合は、直ちに高台の方へ避難してください。高台への避難が困難になった場合には、近くの津波避難ビルや高いビルに避難しましょう。

## 大雨・洪水時の行動

### 1 大雨・洪水等の注意報と警報について

- ①大雨注意報 1時間の雨量が40mm以上  
土壌雨量指数基準84
- ②大雨警報 1時間の雨量が80mm以上  
土壌雨量指数基準120

※洪水によって災害が起こる恐れがある時は洪水注意報が発表され、重大な災害の恐れのある時は洪水警報が発表されます。



### 2 傾斜地・がけ近くは土砂災害に注意

「小石がパラパラ落ちる」「地面にひび割れができる」「斜面から濁った水が流れでている」等を発見したら注意しましょう。また、避難勧告がでたらすぐに避難してください。

## 災害時あんしん避難支援事業 沖縄市社会福祉協議会 ☎098-937-3385

### 対象

- 介護保険(被保険者証)…………… 要介護3以上
- 療育手帳…………… A1・A2
- 身体障害者手帳…………… 1級・2級
- 精神障害者保健福祉手帳…………… 1級

※上記以外の方でも、実態を踏まえて柔軟な対応をしますのでご相談ください。

### 内容

災害時、一人で避難することが困難な方や、何らかの手助けを必要とする方に対し、避難支援や安否確認などを行う事業です。

また、災害時、自分の身は自分で守れるよう、日頃からの備えについてのアドバイスや、勉強会、避難訓練のお知らせを行います。それらの参加を通して、地域とつながるきっかけ作りを行います。

※災害時は支援者も被災している場合もあります。

この事業を利用することで必ず支援が受けられるとは限らないことをご理解ください。

### 必要なもの

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 介護保険証
- お薬手帳
- 申請者の印鑑
- 対象者の印鑑



# 準備しておきたい非常持出品は？

非常持出品は家族構成を考えて必要な分だけ用意し、避難時にすぐに取り出せる場所に保管しておきましょう。災害発生時に最初に持ち出す非常持出品と、災害から復旧するまでの数日間を支える非常備蓄品を分けて用意しておきましょう。



## 最低限そろえておきたいもの 非常持出品

### 懐中電灯

できれば1人にひとつ用意。予備の電池と電球も忘れずに。



### 携帯ラジオ

小型で軽く、AMとFMの両方を聞けるものを用意。予備の電池は多めに用意を。



### 非常食・水

カンパンや缶詰など、火を通さずに食べられるものを。水はペットボトルが便利。乳幼児がいる場合には粉ミルクなども忘れずに。



### 貴重品

現金、預貯金通帳、印鑑、健康保険証・住民票のコピーなど。現金は10円硬貨も(公衆電話の利用に便利)。



### 救急医薬品

キズ薬、ばんそうこう、解熱剤、かぜ薬、胃腸薬、目薬など。常備薬があれば忘れず用意を。



### その他

ヘルメット(防災ずきん)、上着・下着、タオル、軍手、紙の食器、ライター(マッチ)、缶切り、栓抜き、ろうそく、ナイフ、ビニール袋、ティッシュ、ビニールシート、生理用品、紙おむつやほ乳びんなど。

## 災害時に備えるために 非常備蓄品

### 食品

缶詰やレトルト食品、ドライフーズや栄養補助食品、調味料など。食料は非常食3日分を含む数日分を最低限備蓄しておくように。



### 水

飲料水は大人1人当たり、1日3ℓが目安。少なくとも3日分の用意を。ペットボトルのほか、ポリ容器にも水をためておくとう便利。



### 燃料・その他

卓上コンロや固形燃料、予備のガスボンベのほか、毛布、寝袋、洗面用具、ラップ、使い捨てカイロ、ロープ、バール・スコップなどの工具、マスク、トイレペーパー、新聞紙、簡易トイレ、予備のめがね、バイク・自転車、ドライシャンプーなどがあると便利。



## こんな用意も必要です

### 乳幼児のいる家庭で用意するもの

ミルク、ほ乳びん、離乳食、スプーン、おむつ、洗浄綿、おんぶひも、バスタオルまたはベビー毛布、ガーゼまたはハンカチ、バケツ、ビニール袋、石けんなど。



### 妊婦のいる家庭で用意するもの

脱脂綿、ガーゼ、サラシ、T字帯、洗浄綿および新生児用品、ティッシュ、ビニール風呂敷、母子手帳、新聞紙、石けんなど。



### 要介護者のいる家庭で用意するもの

着替え、おむつ、ティッシュ、障害者手帳、補助具等の予備、常備薬など。



# 主な障がい程度別該当事業一覧 (他の事業については目次を参照してください)

項目	医療					手当・年金等							障害者総合支援法による総合的な支援	補装具・日常生活用具等		その他の支援			自動車・交通等
	自立支援医療(育成医療)	自立支援医療(更生医療)	自立支援医療(精神通院医療)	重度心身障がい者(児)医療費助成	後期高齢者医療制度	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	障害基礎年金	心身障害者扶養共済制度	入浴サービス事業	補装具費の給付	日常生活用具の給付	手話通訳者・要約筆記者の派遣	緊急通報システム	福祉電話	自動車運転免許取得に対する助成	
	本書ページ	P24	P25	P26	P27	P28	P30	P30	P31	P31	P31	P32	P37	P40	P41	P45	P45	P46	P49
下記の障がい程度については、P22身体障害者障害程度等級表をご参照ください。	所定障がい程度	◎	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	△	×	×	◎	◎	×	×	◎	×
身体障害者手帳	視覚	1	○	○	△	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△		△	△	△
		2	◎	◎	△	◎	◎	△	△	△	△	◎	△	△	△		△	△	△
		3	○	○	△	※	○			△	△	○		△	△				△
		4	◎	◎	△					△	△			△	△				△
		5	○	○	△						△			△	△				△
		6	◎	◎	△						△			△	△				△
	聴覚・平衡	2	○	○	△	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	○	△	△	△
		3	◎	◎	△	※	◎			△	△	◎		△	△	◎			△
		4	○	○	△					△	△			△	△	○			△
		5	◎	◎	△						△			△	△	◎			△
		6	○	○	△						△			△	△	○			△
		3	◎	◎	△	※	◎			△	△	◎		△	△	◎			△
	肢体不自由	1	◎	◎	△	◎	◎	△	△	△	△	◎	△	△	△		△	△	△
		2	○	○	△	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△		△	△	△
		3	◎	◎	△	※	◎			△	△	◎		△	△				△
		4	○	○	△		△			△	△			△	△				△
		5	◎	◎	△						△			△	△				△
		6	○	○	△						△			△	△				△
	内部	1	◎	◎	△	◎	◎	△	△	△	△	◎	△	△	△		△	△	△
		2	○	○	△	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△		△	△	△
		3	◎	◎	△	※	◎			△	△	◎		△	△				△
		4	○	○	△					△	△			△	△				△
	療育手帳	A1			△	◎	◎	△	△	◎	△	◎			△				
		A2			△	○	○		△	○	△	○			△				
B1				△	※			△		△	◎								
B2				△				△		△	○								
精神障害者保健福祉手帳	1			△		◎	△	△	△	△	◎								
	2			△		○				△	○								
	3			△						△	△								
備考		18歳未満の方	18歳以上の方	該当ページ参照	※身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の方	△65歳以上75歳未満で一定の障がいの方 △該当ページ参照	△20歳以上の方 重復若しくは同程度の障がいの方 △該当ページ参照	△20歳未満の方 △該当ページ参照	△20歳未満の障がい児を養育する方 △該当ページ参照	△児童を養育する障がいの方 △該当ページ参照	△国民年金法の障害等1級・2級の方 △65歳未満で将来独立困難な障がいの方の扶養者 △該当ページ参照	△自宅での入浴が困難な重度障がいの方	該当ページ参照	該当ページ参照		△常時注意の必要な重度障がいの方等	△常時注意の必要な重度障がいの方等	△満18歳以上の方 △該当ページ参照	

自動車・交通等										税等の減免等						その他		項目	下記の障がい程度については、P22身体障害者障害程度等級表をご参照ください。			
自動車改造に対する助成	タクシー運賃の割引	バス運賃の割引	鉄道の運賃割引	航空運賃の割引	ゆいレール運賃の割引	沖縄市循環バスの割引	有料道路通行料金の割引	駐車禁止除外指定車	所得税および市民税・県民税の障がい者控除	市民税・県民税の障がい者非課税	軽自動車税(種別割)(軽自動車・原付・軽二輪・小型二輪の減免)	NHK放送受信料の免除	自動車税(種別割)・自動車税(環境性能割)の減免	聴覚・言語障がい者用 メール・FAX110番	聴覚・言語障がい者用 メール・FAX119番	本書ページ	手帳名・障がい種別					
P49	P49	P49	P50	P50	P50	P50	P51	P51	P54	P55	P55	P56	P56	P56	P56	P59	P59	所 得 税 障 害 程 度	障 害 程 度			
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	×	×	×	×	×			1	視 覚	身体障害者手帳
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○					2		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○					3		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○					4		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△							5		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△							6		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○			2	聴覚・平衡	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○			3		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△			○	○			4		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△			○	○			5		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△			○	○			6		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○			3		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△			○	○			4	音声・言語 そしゃく	
△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○					1		
△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	△	△					2		
	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	△	△					3		
	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	△	△					4		
	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	△	△					5		
	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	△	△					6	肢体 不自由	
	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○					1		
	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○					2		
	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○					3		
	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○					4		
	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○					5		
	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○					6	内 部	
	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○					1		
	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○					2		
	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○					3		
	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○					4	療育手帳	
	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○					A1		
	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○					A2		
	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○					B1		
	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○					B2	精神障害者 保健福祉手帳	
	○	○	△		○	○		△	○	○	○	△	△	△	△					1		
	○	○	△		○	○		△	○	○	○	△	△	△	△					2		
	○	○	△		○	○		△	○	○	○	△	△	△	△					3		
上肢・下肢・体幹障害の方					12歳以上の方		手帳の提示(ミライローロ可)	身体障害者手帳第2種の方は自己運転のみ	△該当ページ参照		戦傷病者手帳も該当	△非課税世帯	△障がいの方が世帯主かつ契約者	△該当ページ参照							備考	



# 相談

相談

相談窓口は、その相談内容により異なりますので、該当する窓口を選ぶ必要がありますが、不明な場合は、障がい福祉課にお問い合わせください。

## 1 相談支援事業所 (令和3年4月1日現在委託先)



地域の障がい者等の福祉に関する相談に応じて障がい者、障がい児等の保護者または障がい者等の介護を行う方に必要な情報提供および助言を行い、市や障害福祉サービス事業所等との連絡調整、その他便宜を供与します。障がい福祉課内にいずれかの事業所が交代で対応しています。

※各事業所への来所相談は、各事業所に、事前に電話予約をお願いいたします。

### 対象

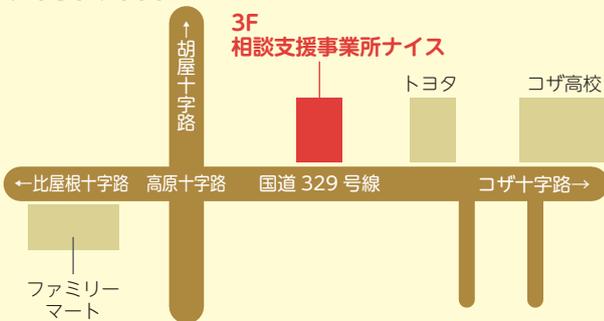
市内在住の方

### 相談時間

平日 午前8時30分～午後5時15分  
(土日祝日、年末年始、慰霊の日除く)

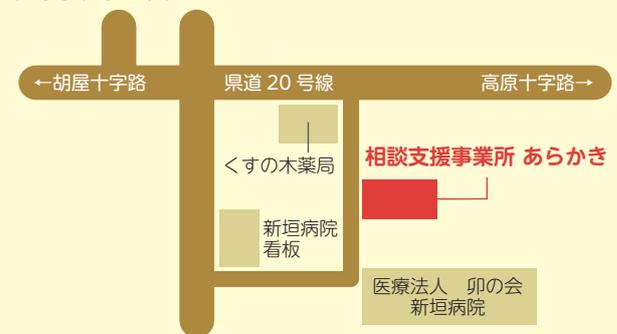
### 相談支援事業所 ナイス

沖縄市大里 1-11-37 3F  
TEL938-7000



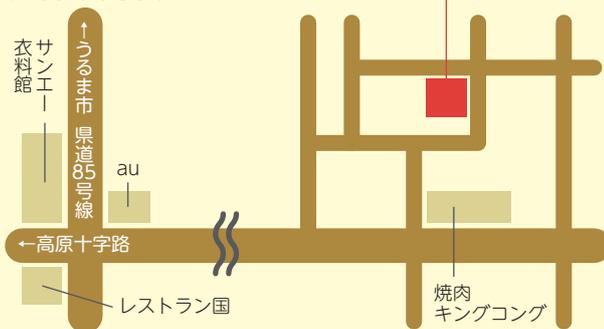
### 相談支援センター あらかき

沖縄市安慶田 4-10-3 4号館1階  
TEL931-9244



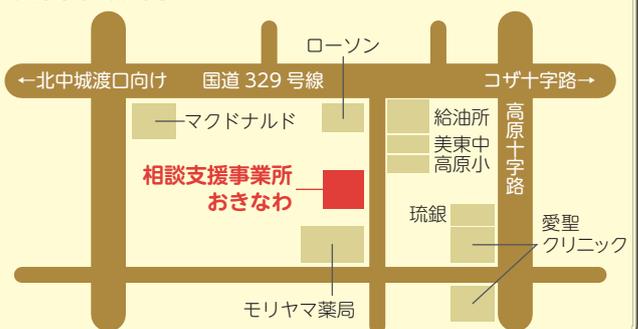
### きづき 相談支援事業所

沖縄市泡瀬 1-21-15  
TEL894-9356



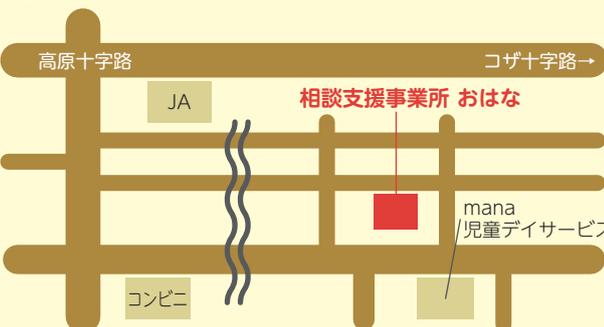
### 相談支援事業所 おきなわ

沖縄市高原 7-35-1 沖縄市福祉文化プラザ内1F  
TEL930-1703



### 相談支援事業所 おはな

沖縄市大里 2-15-12  
TEL934-0480





相談

## 2 沖縄市障がい者基幹相談支援センター

沖縄市知花6-36-17(沖縄市保健相談センター2階)  
TEL894-6120 FAX894-6121

### 対象

市内在住の方

### 内容

地域の中核的な相談支援機関として研修会や支援会議の開催、委託相談支援事業所や関係機関と連携して、障がいのある方やご家族がスムーズに相談できる体制づくり、自立支援協議会の運営を通して障がいの有無に関係なく誰もが住みやすい福祉文化のまち・沖縄市を目指します。

### 相談時間

平日 午前8時30分～午後5時15分  
(土日祝日、年末年始、慰霊の日除く)

## 3 障がいを理由とした差別に関する相談

障がい福祉課 支援係  
TEL939-1212 内線3164 FAX939-7739

### 対象

沖縄市内在住の方。身体・知的・精神障がい(発達障がい含む)、その他心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により日常生活又は社会生活に継続的に相当な制限を受ける方。

### 内容

県や市町村といった行政機関や、会社やお店等の民間事業者から障がいを理由に差別を受けた等、何かお困りなことがあればご相談ください。

### 相談時間

平日 午前8時30分～12時、午後1時～5時15分  
(土日祝日、年末年始、慰霊の日除く)

## 4 障がい者への虐待に関する相談

沖縄市障がい者虐待防止センター(沖縄市役所 障がい福祉課)  
[直通]TEL098-939-7894(平日8:30～17:15)  
[代表]TEL098-939-1212 FAX098-939-7739  
[E-mail]skenriyogo@city.okinawa.lg.jp

### 対象

身体・知的・精神障がい(発達障がい含む)、その他心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける以下の方。

- ① 沖縄市内在住の方(※18歳未満の方も含まれます。)
- ② 沖縄市で障害福祉サービス等の支給決定を受け、障害福祉サービス等事業所を利用している方。または市内の障害福祉サービス等事業所を利用している方。
- ③ 市内の事業所等で勤務されている方

### 内容

自身が虐待を受けている場合、また、虐待を受けていると思われる障がい者を発見した場合、速やかに通報してください。匿名でも受け付けます。

## 5 沖縄市自発的活動支援事業(ピアサポート)

ピアサポーターや、家族会の方が、障がいをお持ちの方や、そのご家族の悩みや困ったことを受けとめ、同じ障がいを持つ人のさまざまな悩みを共感できる場を設けることで、地域における障がい者等の生活をサポートします。  
※下記相談時間に事前予約してください。(土日祝日、年末年始、慰霊の日除く)

委託先	住所	連絡先	相談時間
ピアサポートセンター つなぎ (当事者団体)	沖縄市住吉1-14-29 沖縄市社会福祉センター内1階	TEL938-3485	月～金曜日 午前9時30分～午後4時30分

次ページに続く

広告

家庭や学校での問題・職場や地域での人間関係  
自律神経失調症・適応障害、アルコール等依存性薬物問題  
その他ライフ・ステージにおける問題をよりよい解決に向け  
一緒に努力しませんか！

東京メンタルヘルスアカデミー・ティーバック株式会社 沖縄地区提携ルーム  
心理療法学研究室 トルファン  
カウンセリング・ルーム  
〒904-2173 予約制  
沖縄市比屋根2-7-18 ☎(098) 975-6424

特定非営利活動法人 海莉  
児童サポートハウス **くれよん!**  
児童発達支援 放課後等デイサービス  
TEL 098-988-5594 FAX 098-988-5590  
〒904-2151 沖縄県沖縄市松本4丁目17番1号

コンテ  
児童発達支援 放課後等デイサービス  
児童サポートハウス  
沖繩市高原7丁目27-9  
TEL 098-933-3331

委託先	住所	連絡先	相談時間
沖縄市手をつなぐ育成会	沖縄市住吉1-14-29 沖縄市社会福祉センター内1階	TEL939-6031	火・木・金曜日 午前10時～午後4時
沖縄市精神療養者 家族会おあしすコール (家族会)	沖縄市高原7-35-1 沖縄市福祉文化プラザ内1階	TEL933-2011	月・火・木曜日 午後1時～5時 金曜日 午後1時～4時

**6 沖縄市地域型地域包括支援センター** 全

介護保険課 地域支援担当 TEL939-1212 内線3144

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心した生活を続けられるように支援を行う機関です。高齢者ご本人やそのご家族、地域の方々など、お気軽にご相談ください。お住いの行政区が分からない場合は、介護保険課・地域支援担当へお問合せください。  
※担当自治会名：行政区名を利用しています。

**沖縄市地域包括支援センター 北部**  
(担当自治会)池原、登川、知花、明道、松本  
TEL098-929-3919  
住所：沖縄市字登川1402番地  
受託者：社会福祉法人 おきなわ長寿会

**沖縄市地域包括支援センター 中部北**  
(担当自治会)美里、東、宮里、吉原、城前、越來  
TEL098-987-8025  
住所：沖縄市美里1-28-11 3階  
受託者：社会福祉法人沖縄にじの会

**沖縄市地域包括支援センター 西部北**  
(担当自治会)八重島、センター、中の町、胡屋、園田  
TEL098-988-5525  
住所：沖縄市胡屋7-1-28  
受託者：社会福祉法人 緑樹会

**沖縄市地域包括支援センター 中部南**  
(担当自治会)嘉間良、住吉、室川、安慶田、照屋  
TEL098-923-0603  
住所：沖縄市住吉1-5-18  
(富名腰医院隣り)  
受託者：医療法人 安心会

**沖縄市地域包括支援センター 西部南**  
(担当自治会)諸見里、久保田、山内、山里、南桃原  
TEL098-982-2020  
住所：沖縄市山内1-3-25 1階  
(三愛眼科隣り)  
受託者：医療法人 タピック

**沖縄市地域包括支援センター 東部北**  
(担当自治会)古謝、東桃原、大里、海邦町、泡瀬第一、  
泡瀬第二、泡瀬第三  
TEL098-937-1100  
住所：沖縄市海邦1-15-26  
受託者：医療法人 安心会

**沖縄市地域包括支援センター 東部南**  
(担当自治会)高原、泡瀬、比屋根、与儀  
TEL098-923-0553  
住所：沖縄市高原1-1-38  
受託者：特定非営利活動法人きづき

廣 告

**訪問介護事業所 一步**

居宅介護 移動支援 同行援護  
重度訪問介護 行動援護

障がい者の方が余暇活動を楽しむために、ヘルパーと共に希望される場所へ同行します。外出時の移動支援を行い、お客様のご都合の良い時間をご希望して頂ければ、ヘルパーを派遣しサポートさせていただきます。  
対象の方：主に身体障がい者の方、知的障がい者の方、精神障がい者の方、目の不自由な方

沖縄市高原2丁目2番47号 シャトレ K101号  
TEL 098-989-0742/FAX 098-989-0743  
HP : <https://www.kyouseillc.com>

### 7 沖縄市民生委員・児童委員 全

沖縄市民生委員児童委員協議会事務局(沖縄市社会福祉協議会内)  
TEL987-8110

#### 対象

市内在住の方

#### 内容

厚生労働大臣から委嘱を受け、担当区域内の児童・障がい者・高齢者等の諸問題についての相談を受け、関係機関へつなぐ等の支援を行っています。

### 8 生活困窮者自立支援相談 全

沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンター  
TEL923-3624 FAX923-3625

#### 対象

市内在住の方

#### 内容

失業等により経済的な問題で生活に困っている、働くことに不安を抱えている、住居を失うおそれがある(または喪失した)、生活や就職の問題を抱えている等の理由で生活困窮に陥っている方々に、就労による自立に向けた相談を行っています。相談窓口では専門の相談員が寄り添いながら、就労相談や他機関との連携による各種制度の活用に向けた支援を行います。

### 9 生活保護相談 全

保護管理課 管理係  
TEL939-1212 内線2157

#### 対象

市内在住の方

#### 内容

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。(支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。)

### 10 成年後見制度利用支援事業

65歳以上の窓口…各地域型地域包括支援センター P18を参照してください。  
65歳未満の窓口…障がい福祉課 支援係  
TEL939-1212 内線3164

#### 対象

- 認知症や知的障がい、精神障がい等の理由により判断能力が乏しいため、自己の財産を管理し、または処分するには援助が必要であると認められた方。
- 本人の配偶者および2親等内の親族がいないか、またはあっても本人の保護を適切に行うことができないと認められた方。
- 本人の福祉を図るため審判請求を行うことが特に必要であると認められた方。

### 内容

身寄りがいない方等のために、市長が成年後見等の審判請求を行ったり、成年後見人への報酬を助成することで、成年後見制度の利用を支援する事業です。成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由により判断力が不十分な方が、財産管理や日常生活での契約などを行う時に、判断がむずかしく不利益をこうむったり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援する制度です。下記の法律行為の支援が受けられます。

- 1 財産管理  
本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割協議等、財産に関する契約等についての助言や支援。
- 2 身上監護  
介護、福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払など、日常生活にかかわってくる契約等の支援。

### 利用料

申立費用、鑑定費用等については、家庭裁判所の決定により本人に負担していただく場合があります。

- 成年後見人への報酬助成は、一定の要件を満たした方が対象になります。
- 判断能力の状況や生活状況、親族状況を調査検討の上で決定されます。

### 11 難病等に関する相談 難

難病等に関する相談窓口について…  
沖縄県難病相談支援センター アンビシャス  
那覇市牧志3-24-29 TEL951-0567  
(http://www.laifous.or.jp/)

### 内容

地域で生活する難病の方の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行うため、難病相談支援センターが設置されています。

#### 主な相談支援活動

- 難病情報提供…会報誌の無料お届け
- 医療相談…無料難病医療相談会
- 難病相談…電話、来所、メール
- 患者会運営支援…保健所とも連携
- 意思伝達装置の貸出し…無料お試し
- 非常時の電源貸出し…沖縄県無償貸与事業
- 就労支援…事例紹介、制度の案内、ハローワーク出張相談

### 相談時間

平日 午前10時～午後5時

難病等の障がい福祉サービスについて…  
障がい福祉課 給付係・支援係  
TEL939-1212 内線3157・3155

### 内容

平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、難病等についても障がい福祉サービスの対象となりました。身体障害者手帳所持の有無に関わらず、必要と認められた障がい福祉サービス等の受給が可能となります。詳しくは障がい福祉課給付係・支援係にお問い合わせください。  
※医療費については、P24を参照してください。



# 手帳



手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。  
 療育手帳は、知的障がいのある方が、一貫した療育・援護を受け、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。  
 精神障害者保健福祉手帳は、精神に障がいがあり、長期にわたり日常生活または社会生活上で制限を受けている方が、各種の福祉サービスの提供を受けるときに必要な手帳です。

## ① 身体障害者手帳(身体障がい児・者)



障がい福祉課 給付係 TEL939-1212 内線3154

### 対 象

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方。

### 内 容

身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要で、障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。また、交付を受けた後、障がい程度が変化した場合には再認定を受けることができます。

### 手帳交付の手續

必要なもの

- ① 指定医師による診断書(3か月以内有効)
- ② 認印(15歳未満は保護者印)
- ③ 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm・無帽・上半身正面・サングラス不可)
- ④ マイナンバーカード(※P61参照)
- ⑤ 今お持ちの身体障害者手帳(再交付申請のとき)
- ⑥ 代理の方が申請する場合は委任状

### 手帳交付後の手續

次のような場合は障がい福祉課へ届け出てください。手続きに必要なものが異なりますので、事前にご連絡ください。

- 紛失、破損、写真や等級変更、障害名追加、再認定等
- 住所(施設入所)、氏名、保護者情報等変更
- 等級非該当、再交付、手帳不要、手帳所持者死亡等

※指定医師は障がい福祉課給付係にお問い合わせください。

## ② 身体障害者障害程度等級表

身体障害者福祉法施行規則第5条第3項別表第5号 P22~P23を参照してください。



### 3 療育手帳(知的障がい児・者)



障がい福祉課 給付係

TEL939-1212 内線3152・3154

#### 対象

児童相談所または沖縄県知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された方。

#### 内容

児童相談所または沖縄県知的障害者更生相談所が知的障がいの判定を行うことにより、様々なサービスを受けやすくすることを目的としたものです。

#### 手帳交付の手続

必要なもの

- 1 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm・無帽・上半身正面・サングラス不可)
- 2 母子手帳(持っている方)

#### 手帳交付後の手続

次のような場合は障がい福祉課へ届け出てください。手続に必要なものが異なりますので、事前にご連絡ください。

- 紛失、破損、写真変更等
- 住所(施設入所)、氏名、保護者情報等変更
- 等級非該当、再交付、手帳不要、手帳所持者死亡等

#### 再判定

療育手帳は定期的に判定を受ける必要がある方がいます。手帳に記載されている次の判定年月をご確認ください。判定期限の1~2か月前に直接、下記判定機関に予約を入れ、再判定を受けてください。

#### 判定機関・再判定機関

18歳未満: コザ児童相談所

住所 沖縄市知花6-34-6

TEL937-0859

18歳以上: 沖縄県知的障害者更生相談所

住所 那覇市首里石嶺町4-385-1

TEL886-2115

※中部保健所にて巡回相談あり。



### 4 精神障害者保健福祉手帳(精神障がい児・者)



障がい福祉課 給付係

TEL939-1212 内線3152・3157・3154

#### 対象

精神障がいのために日常生活または社会生活上に制限があり、手帳の交付を希望する方。ただし、精神障がいと診断された日から6ヶ月以上経過しており、かつその症状等が持続しているか、または精神障がいを受給事由とする年金を受給していることが必要です。

#### 内容

一定の精神障がいの状態にある方がさまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

#### 手帳交付の手続

申請に必要な書類を持参して障がい福祉課に申請し、申請後、沖縄県の審査を経て、約2~3カ月後に手帳が交付されます。

#### ▶年金証書による申請(精神障がいを受給事由とする年金を受給している方)

必要なもの

- 1 「障害年金証書」または「特別障害者給付資格者証」の写し
- 2 年金振込通知書(はがき)または年金額確定通知書
- 3 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm・無帽・上半身正面・サングラス不可)
- 4 認印(代理による申請は代理の方の印鑑も必要)  
※ゴム印不可
- 5 マイナンバーカード(※P61参照)
- 6 同意書(社会保険事務所へ照会のため必要です)

#### ▶診断書による申請(初診日より6カ月以上経過後可能)

必要なもの

- 1 診断書(様式は障がい福祉課と医療機関にあります。有効期間は発行から3か月です)
- 2 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm・無帽・上半身正面・サングラス不可)
- 3 認印(代理申請の場合は、本人及び代理人の印鑑)  
※ゴム印不可
- 4 マイナンバーカード(※P61参照)

#### 手帳交付後の手続

次のような場合は障がい福祉課へ届け出てください。手続に必要なものが異なりますので、事前にご連絡ください。

- 紛失、破損、写真変更等
- 住所(施設入所)、氏名等変更等
- 等級非該当、再交付、手帳不要、手帳所持者死亡等

#### 更新の手続

手帳の有効期限は申請した日から2年間です。更新手続きは期限の3カ月前から可能です。現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳も忘れずにお持ちください。



手帳

身体障害者障害程度等級表 ※太実線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表す。



手帳

級別	視覚障害	聴覚または平衡機能の障害		音声・言語機能またはそしゃく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1級	両眼の視力(万国式視力表によって測ったものを用い、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの				① 両上肢の機能を全廃したもの ② 両上肢を手関節以上で欠くもの	① 両下肢の機能を全廃したもの ② 両下肢を太腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	① 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの ② 両眼の視野がそれぞれ10°以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100db以上のもの(両耳全ろう)			① 両上肢の機能の著しい障害 ② 両上肢のすべての指を欠くもの ③ 一上肢の上腕の2分の1以上で欠くもの ④ 一上肢の機能を全廃したもの	① 両下肢の機能の著しい障害 ② 両下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの	① 体幹の機能障害により座位または起立位を保つことが困難なもの ② 体幹の機能障害により立上ることが困難なもの
3級	① 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの ② 両眼の視野がそれぞれ10°以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ90db以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の喪失	① 両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの ② 両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの ③ 一上肢の機能の著しい障害 ④ 一上肢のすべての指を欠くもの ⑤ 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	① 両下肢をショパール関節以上で欠くもの ② 一下肢を太腿の2分の1以上で欠くもの ③ 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	① 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの ② 両眼の視野がそれぞれ10°以内のもの	① 両耳の聴力レベルが80db以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) ② 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度50%以下のもの		音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害	① 両上肢のおや指を欠くもの ② 両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③ 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの ④ 一上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの ⑤ 一上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの ⑥ おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦ おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ⑧ おや指またはひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	① 両下肢のすべての指を欠くもの ② 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③ 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ④ 一下肢の機能の著しい障害 ⑤ 一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの ⑥ 一下肢が健側に比して、10cm以上または健側の長さの10分の1以上短いもの	
5級	① 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの ② 両眼の視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		① 両上肢のおや指の機能の著しい障害 ② 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 ③ 一上肢のおや指を欠くもの ④ 一上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤ 一上肢のおや指およびひとさし指の機能の著しい障害 ⑥ おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	① 一下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障害 ② 一下肢の足関節の機能を全廃したもの ③ 一下肢が健側に比して、5cm以上または健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	① 一眼の視力0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	① 両耳の聴力レベルが70db以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) ② 一側耳の聴力レベルが90db以上、他側耳の聴力レベルが50db以上のもの			① 一上肢のおや指の機能の著しい障害 ② ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	① 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ② 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級					① 一上肢の機能の軽度の障害 ② 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ③ 一上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 ⑤ 一上肢のなか指、くすり指および小指を欠くもの ⑥ 一上肢のなか指、くすり指および小指の機能を全廃したもの	① 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ② 一下肢の機能の軽度の障害 ③ 一下肢の股関節、膝関節または足関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 ④ 一下肢のすべての指を欠くもの ⑤ 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥ 一下肢が健側に比して、3cm以上または健側の長さの20分の1以上短いもの	
備考	① 同一の等級について二つの重複する障害がある場合には、一級上の級とします。ただし二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とします。 ② 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二つ以上重複する場合は、6級とします。 ③ 異なる等級について、二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上位の等級とすることができます。 ④ 「指を欠くもの」とは、おや指については、指骨間関節、その他の指については、第一指骨間関節以上を欠くものをいいます。 注) ⑤から⑧はP23参照						



		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能の障害							級別
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこうまたは直腸機能の障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
上肢機能	移動機能								
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	1級
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	2級
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	3級
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4級
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの								5級
不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの								6級
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの								7級

⑤「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。  
 ⑥上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいいます。  
 ⑦下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。  
 ⑧乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、太実線より上であっても、一上肢または一下肢のみの運動性機能障害のときは第2種です。  
 注)①から④はP22参照



# 医療

年齢や疾病の種類等により医療援護の制度が異なりますが、医療機関等で保険による診療を受けた場合の医療費が給付または助成される次の制度があります。



医療

## ① 自立支援医療(育成医療)

児

障がい福祉課 給付係 TEL939-1212 内線3157・3154・3165

### 対象

18歳未満の次の疾患のある方で確実な治療効果が期待できるもの。ただし、所得が一定以上ある方は、ご利用いただけない場合があります。

- ① 肢体不自由
- ② 視覚障害
- ③ 聴覚、平衡機能障害
- ④ 音声言語、そしゃく機能障害
- ⑤ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸または肝臓機能障害
- ⑥ ⑤を除く先天性の内臓機能障害
- ⑦ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

### 内容

放置すると将来障がいを残す可能性がある疾患をもっている18歳未満の児童に対して手術等により確実な治療効果が期待できる場合に公費で医療費を補助する制度です。なお、原則医療費の1割が本人負担ですが、世帯の所得に応じて上限額があります。(事前相談必要)

### 必要なもの

- ① 医師の意見書(指定自立支援医療機関)
- ② 特定疾病療養受療証(人工透析療法の場合)
- ③ 健康保険証(受診者と同じ医療保険に加入している者全員分(写し可))
- ④ 認印(本人、代理人)
- ⑤ 課税証明書・所得証明書(沖縄市で確認のとれる方は必要ありません。所得によって対象外となることもあります。)
- ⑥ 収入が確認できるもの(非課税世帯のみ、障害年金、遺族年金、手当等の受給がある方は、振り込まれる通帳の写し等)
- ⑦ マイナンバーカード(※P61参照)
- ⑧ 生活保護証明書(生活保護受給者のみ)

※事前申請が原則です。ただし、次の場合に限り事前に電話連絡があった場合は事後申請を認めています。

- (1) 緊急の手術を行った場合
- (2) 離島居住者で直ちに申請することが困難な場合

広告

**なかがみ薬局**  
 沖縄市胡屋1丁目16番1号

介護用品の注文もできます。  
 お気軽にお声をお掛け下さい。

**TEL 098-983-4881**

来院される患者様がリラックスしてお薬のご相談ができる  
 雰囲気作り、わかりやすいお薬説明の提供をモットーにしております。

**サンセイ薬局**

開局時間 / 9:00 ~ 18:00  
 休日 / 木曜日・土曜日午後・日曜日  
 祝日・年末年始  
 沖縄市美里 1-27-14  
**TEL : 098-939-6000**  
 FAX : 098-939-6011

有限会社オータ

有限会社オータ 検索

知花 中部協同病院 ●  
 おくま整形外科 ●  
 サンセイ薬局 ●  
 日サ十字路 ●  
 高原 ●マクドナルド ●

## 2 自立支援医療(更生医療)



障がい福祉課 給付係 TEL939-1212 内線3157・3154・3165

### 対象

18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方で更生のために医療が必要な方。ただし、所得が一定以上ある方は、ご利用いただけない場合があります。

### 内容

障がい程度を軽減したり、機能回復することができるような医療(手術等)の給付が受けられます。なお、原則医療費の1割が本人負担ですが、世帯の所得に応じて上限額があります。(事前相談必要)

### 医療の範囲

医療の範囲(例)

- 1 視覚障害……水晶体摘出手術、網膜剥離手術等
- 2 聴覚障害……穿孔閉鎖術等
- 3 言語障害……形成術、薬物・暗示療法による療法等
- 4 肢体不自由…人工関節置換術、切断端形成術等
- 5 内部障害……人工透析(じん臓機能障害)、ペースメーカー埋込み術、心臓移植後の抗免疫療法(心臓機能障害)、中心静脈栄養法(小腸機能障害)、肝臓移植後の抗免疫療法(肝臓機能障害)、抗HIV療法(HIVによる免疫機能障害)等

### 必要なもの

- 1 医師の意見書(指定自立支援医療機関)
  - 2 特定疾病療養受療証(人工透析療法の場合)
  - 3 身体障害者手帳
  - 4 健康保険証(受診者と同じ医療保険に加入している者全員分(写し可))
  - 5 認印(本人、代理人)
  - 6 課税証明書・所得証明書(沖縄市で確認のとれる方は必要ありません。所得によって対象外となることもあります。)
  - 7 収入が確認できるもの(非課税世帯のみ、障害年金、遺族年金、手当等の受給がある方は、振り込まれる通帳の写し等)
  - 8 マイナンバーカード(※P61参照)
  - 9 生活保護証明書(生活保護受給者のみ)
- \*更生医療は、身体障害者手帳をもっていることが適用の条件になりますので、まだ身体障害者手帳の交付を受けていない方は、早めに手帳交付の手続きをしてください。

広 告

健康と生きがいのある元気なまちづくりをめざして



医療法人タピック

## 沖縄リハビリテーションセンター病院

理事長・院長 宮里 好一

〒904-2173 沖縄市比屋根2-15-1 TEL 098-982-1777

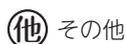
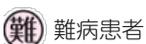
【診療科】リハビリテーション科、内科、整形外科、脳神経外科、精神科

通所リハビリテーション(百歳堂)、訪問リハビリテーション、精神科デイケア

【受付】午前8:30~11:30(初診は11時まで) / 午後13:30~16:30(初診は16時まで)

【診療日】平日、土曜日午前(年末年始を除く)

【関連施設】介護老人保健施設 亀の里 / サービス付き高齢者向け住宅 ラ・パジブル泡瀬



このサービスは障害者手帳を見せるだけで受けられます。



医療

### 3 自立支援医療(精神通院医療)



障がい福祉課 給付係 TEL939-1212 内線3152・3157・3154

#### 対象

精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方

#### 内容

指定の医療機関等で医療を受けた場合、医療費の補助が受けられます。所得等に応じて自己負担上限が決められていますが、沖縄県では精神通院医療費特別公費負担制度(復帰特別設置法)の適用により公費負担となっています。ただし、訪問看護事業所の訪問看護については、特別公費負担制度の対象にならないため、所得等に応じて自己負担があります。

#### 必要なもの

- 1 自立支援医療診断書(精神通院医療用。診断書の提出は2年に1回。有効期間は発行から3か月。)
- 2 自立支援医療受給者証(精神通院)
- 3 健康保険証(受診者と同じ医療保険に加入している者全員分(写し可))
- 4 認印(本人、代理人)※ゴム印不可
- 5 課税証明書・所得証明書(沖縄市で確認のとれる方は必要ありません。)
- 6 収入が確認できるもの(非課税世帯のみ、障害年金、遺族年金、手当等の受給がある方は、振り込まれる通帳の写し等)
- 7 マイナンバーカード(※P61参照)
- 8 生活保護証明書(生活保護受給者のみ)

※次のような場合は障がい福祉課へ届け出てください。手続きに必要なものが異なりますので、事前にご連絡ください。

- 紛失、破損、汚損等
- 住所、氏名、健康保険証、医療機関等の変更等

※医療機関等(病院・薬局・訪問看護・デイケア等)の変更は、県の承認を受けた日(承認日)以後に変更後の医療機関等で公費が適応されますので、医療機関変更がある場合は、1カ月程度余裕をもって変更届を提出してください。承認を受けていない医療機関等で医療を受けた場合は自己負担が発生しますので注意してください。

広告

心療内科・精神科専門



## 訪問看護ステーション リアン lien

〒904-2171 沖縄市高原七丁目17番25号102  
TEL 098-989-5720 FAX 098-989-5726

■医療や生活の支援 ■就労や家族の支援

利用者をご家族がより安心して豊かな生活を送れるようにサポートします

営業 月曜～金曜  
時間 午前8時30分～午後5時30分  
<http://lienlien.sakura.ne.jp>



対 象

市内に居住し、住民基本台帳(または外国人登録原票)に登録されている方、または住所地特例対象施設に入所している方で、健康保険に加入されている次のいずれかに該当する方です。

- ① 身体障害者手帳を所持し、障がいの程度が1級または2級の方。
- ② 療育手帳を所持し、障がいの程度がA1またはA2の方。
- ③ 身体障害者手帳を所持し、障がいの程度が3級かつ療育手帳も所持し、障がいの程度がB1の方。  
 ※本人およびその配偶者もしくは扶養義務者の所得が一定の額を超える場合は該当しません。  
 ※生活保護受給者は対象外です。  
 ※身体障害者手帳の交付日、療育手帳の判定日の承認日から対象となります。  
 ※転入の場合は沖縄市に転入した日から対象となります。(所得課税証等が必要になります)  
 ※生活保護、施設利用等で公費負担医療(10割)を受けている方および他市町村国民健康保険住所地特例適用の方は対象となりません。

(注意)

所得制限については、本人または扶養義務者の所得が一定額以上の方は助成対象外となります。未申告の方は、申告が必要です。

内 容

- ① 健康保険適用後の一部負担額(外来、入院、薬局、歯科全て対象です。)や、入院時食事療養費の標準負担額の2分の1を助成します。ただし、高額療養費や附加給付金等は差し引いて助成します。
- ② 健康保険の適用となる訪問看護療養費、治療用補装具等も助成の対象になります。
- ③ 健康保険が適用されない往診のとき車賃や薬などの容器代や入院したときの差額ベット料および歯科の特殊な治療などの費用は助成の対象になりません。
- ④ 公費による医療(更生医療や難病医療費助成等)が適用された場合は、自己負担が生じた部分については、助成の対象となります。
- ⑤ 領収書の申請期間は、診療のあった翌月から1年以内です。支払日からではありません。  
 ※やむを得ない事情で領収書の申請期間内に申請が行えない場合は、申請期限中断の申請をすることができる場合があります。申請期限が切れる前にご相談ください。(申請期限の延長)

▶ 次の場合は、手続きが必要です。

- ① 住所、氏名、加入健康保険が変わったとき。
- ② 受給者証を紛失、または破損したとき。
- ③ 障がいの程度が変わり、新たに手帳が交付されたとき。
- ④ 転出や死亡したとき。
- ⑤ 生活保護など他の公的医療費助成を受けることになったとき。

必要なもの

受給者証の交付申請のとき

- 身体障害者手帳、療育手帳 ● 健康保険証 ● 印鑑 ● 通帳 ● 所得課税証明書(転入時)

医療費助成(償還払い)の申請のとき

- 領収書(受診日から1年以内のもの) ● 受給者証 ● 健康保険証
- 銀行預金通帳(変更がある時) ● 印鑑(認印)

広 告

子どもの在宅医療の支援薬局

ミドリ薬局美里店

在宅酸素・人工呼吸器管理をされているお子様のお薬を薬剤師がご自宅までお届けいたします。

お気軽にお電話ください

TEL 098-934-7879

有限会社くすりのミドリ 〒904-2154 沖縄県沖縄市東2-26-1



医療

## 5 後期高齢者医療制度(後期高齢者医療保険) 全

国民健康保険課 後期高齢医療係

TEL939-1212 内線2101・2118

### 対象

65歳以上75歳未満で、一定の障がいの状態にあることにより、沖縄県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

### 内容

65歳以上75歳未満で、一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することで、世帯の収入によっては、医療費の負担割合が1割負担となる場合や、保険料が安くなる場合があります。

※障害認定により、すでに後期高齢者医療制度に加入されている方で、障害者手帳に有効期限のある方については、障害者手帳を更新した際は、届出が必要です。

### 必要なもの

- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 印鑑 ● マイナンバーカード ● 被保険者証

## 6 特定医療費(指定難病)公費負担制度 難

沖縄県中部保健所 地域保健班

TEL938-9883

### 対象

- (1) 沖縄県に住所を有する者
- (2) 指定難病にかかっていると認められる者で、次の①か②のいずれかに該当する者。
  - ① その症状の程度が国の定めた程度の者。
  - ② 上記①に該当せず、申請をおこなった月以前の12月以内に、指定難病に係る総医療費が33,330円を超える月が3か月以上ある者。

### 内容

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする難病と呼ばれる疾病のうち、国が定めた指定難病について、医療の確立・普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とした制度です。



広告

訪問看護ステーション

**こころのかて**

介護保険 医療保険

子どもから高齢者、病状や障がいが軽くても重くても訪問看護を必要とするすべての人が受けられます。

在宅での療養をお手伝い致します。

お気軽にご相談下さい。

沖縄市比屋根6-10-11 TEL/FAX098-923-1854  
メゾンかりゆし101号

**7 小児慢性特定疾病医療費助成制度等(他) 終了者(20歳以上)支援金**

障がい福祉課 給付係

TEL939-1212 内線3157

**対象**

申請年度において9月1日現在20歳以上で市内に居住し、市の住民基本台帳に記録があり、次のすべてに該当する方。

- 1 過去に小児慢性特定疾病医療費助成制度、または、小児慢性特定疾患治療研究事業の適用を受けたことがある方で、医師の診断書および受給資格を証する書類などで、適用を証明できる方
- 2 現在、小児慢性特定疾病に起因する疾病で引き続き治療を行っている方
- 3 沖縄市重度心身障害者(児)医療費助成、特別障害者手当を受給していない方
- 4 特定医療費(指定難病)公費負担制度を受けていない方

**期間**

9月1日～翌年3月31日

**申請場所**

障がい福祉課

**支給時期**

申請受理後、随時支払

**支給金額**

年額10,000円

**必要なもの**

必要書類等、障がい福祉課給付係にお問い合わせください。

**8 障がい者・児の歯科治療について(身知精児)**

沖縄県口腔保健医療センター

TEL888-0648

**対象**

障がいがあるため日常の歯の健康管理が難しい、または意志表示が十分でないため一般の歯科医院での治療が困難な障がい児、障がい者の方。

**内容**

全身麻酔歯科治療を行い、健康増進および福祉の向上を図ることを目的とします。

※治療内容や費用負担等の詳しいお問い合わせは沖縄県口腔保健医療センターまで直接ご連絡ください。

**診療日**

平日 午前9時～12時 午後1時～5時

※完全予約制

**9 母子および父子家庭等医療費助成事業**

こども家庭課 家庭支援係

TEL939-1212 内線3196

母子家庭の母および児童、父子家庭の父および児童、母がある一定の障害の状態にある場合の父および児童、父がある一定の障害にある場合の母および児童、または父母のいない児童に対し、医療費の一部を助成することが出来ます。詳しくは、こども家庭課家庭支援係にお問い合わせください。

**公衆衛生の豆知識**



出典：首相官邸ホームページ「正しい手の洗い方」  
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>)より加工・編集して作成

**正しい手の洗い方**

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう。 ・時計や指輪は外しておきましょう。

- 1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります
- 2 手の甲をのばすようにこすります
- 3 指先・爪の間を念入りにこすります
- 4 指の間を洗います
- 5 親指と手のひらをねじり洗います
- 6 手首も忘れずに洗います

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



医療



# 手当・年金等

障がいの等級により国・県・市から障がい者等に各種の手当てや年金が支給される制度です。

## 1 特別障害者手当



障がい福祉課 給付係

TEL939-1212 内線3152・3157

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者(20歳以上)に支給されます。ただし、世帯の所得に制限があります。また、施設入所中の方および病院または診療所に継続して3ヶ月以上入院している場合は支給されません。

### 対象

障がいや病状が次のうち2つに該当するかまたはそれと同程度以上に重度な方

- ① 両眼の視力の和が0.04以下のもの(矯正視力による)
- ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢すべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

▶ 次の場合には、手続きが必要です。

- ① 転居、転出、死亡、施設入所をしたとき
- ② 振込口座の変更をしたとき
- ③ 3ヶ月以上入院のとき

### 内容

月額27,350円(令和2年4月～)

手当は、5月・8月・11月および2月に、それぞれ前月分までの3ヶ月分を支給します。

### 必要なもの

- 指定の診断書
- 障害者手帳(所持している場合)
- 世帯全員分の戸籍(全部事項証明)
- 口座振込のため本人の預金通帳
- マイナンバーカード(※P61参照)
- 所得課税証明書(転入時)
- 印鑑

## 2 障害児福祉手当



障がい福祉課 給付係

TEL939-1212 内線3152・3157

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい児(20歳未満)に支給されます。ただし、世帯の所得に制限があります。また、施設入所中の方は支給されません。

### 対象

障がいや病状が次のうちいずれかに該当する方

- ① 両眼の視力の和が0.02以下のもの(矯正視力による)
- ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢のすべての指を欠くもの
- ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
- ⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの
- ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑨ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑩ 身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

▶ 次の場合には、手続きが必要です。

- ① 転居、転出、死亡、施設入所をしたとき
- ② 振込口座の変更をしたとき

### 内容

月額14,880円(令和2年4月～)

手当は、5月・8月・11月および2月に、それぞれ前月分までの3ヶ月分を支給します。

### 必要なもの

- 指定の診断書
- 障害者手帳(所持している場合)
- 世帯全員分の戸籍(全部事項証明)
- 口座振込のため本人の預金通帳
- マイナンバーカード(※P61参照)
- 所得課税証明書(転入時)
- 印鑑

### 3 特別児童扶養手当 (身) (知) (児)

こども家庭課 家庭支援係  
TEL939-1212 内線3197

#### 対象

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童を養育している保護者。ただし、障がい児が施設入所している場合または所得が一定額を超える場合は支給されません。

#### 内容

1級:1人につき月額52,500円  
2級:1人につき月額34,970円  
手当は、4月・8月・11月に支給します。

手当を受給中に、新たに身体障害者手帳または療育手帳を取得または、手帳の等級が変更になった場合には、支給月額が変更になる場合があります。詳細は窓口でご確認ください。

#### 必要なもの

- 身体障害者手帳または療育手帳
- 世帯全員分の戸籍(全部事項証明)
- 住民票
- 指定の診断書〔ただし、身体障害者手帳1級からおおむね3級までの方(内部障がい、マヒおよび体幹機能障がい等は除く。)および療育手帳A1・A2を交付されている方は診断書を省略できる場合もあります。〕
- 預金通帳(請求者本人名義のもの)
- マイナンバーカード ● 印鑑
- その他必要書類(相談時に確認)

### 4 児童扶養手当 (身) (知)

こども家庭課 家庭支援係  
TEL939-1212 内線3195~3197

#### 対象

市内に居住し、次の支給要件のいずれかに該当する児童(18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態にある者)を監護している母または監護しかつ生計を同じくする父若しくは父母にかわって養育している方。

- 1 父母が婚姻を解消した児童
- 2 父または母が死亡した児童
- 3 父または母が政令の定める程度の障がいの状態にある児童
- 4 父または母の生死が明らかでない児童
- 5 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 6 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 7 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 8 母が婚姻しないで生まれた児童
- 9 父・母ともに不明である児童(孤児など)

区分	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
児童1人目の金額	月額 43,160円	43,150円から10,180円まで
児童2人目の加算額	月額 10,190円	10,180円から5,100円まで
児童3人目以降の加算額	月額 6,110円	6,100円から3,060円まで

手当は、5月・7月・9月・11月・1月・3月に支給します。一部支給月額は、所得に応じて決定されます。公的年金を受給している方で、年金額が手当額より低い方は、その差額が支給されます。また、申請者および同居の扶養義務者の所得額が所得制限限度額以上の場合、手当は支給されません。

#### 必要なもの

- 請求者と対象児童の世帯全員分の戸籍(全部事項証明)
- 預金通帳など振込先がわかるもの(請求者本人名義のもの)
- マイナンバーカード ● 印鑑
- その他必要書類(請求事由により異なります)

### 5 障害基礎年金 (身) (知) (精)

市民課 国民年金担当  
TEL939-1212 内線2131・2133・2134  
厚生年金の場合…日本年金機構 コザ年金事務所  
TEL933-2267 FAX933-1049

#### 対象

病気やけがにより日常生活が長期にわたり制限されるようになった場合、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。年金保険料の納付状況など、下記要件すべてに該当する方が受給できます。

- 1 初診日が次のいずれかの間にあること。
  - 国民年金加入期間
  - 20歳前、または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で老齢基礎年金を繰り上げて受給していない方

《初診日:障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師等の診療を受けた日》

次ページに続く



- ②年金保険料の納付要件を満たしていること。
- 初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの年金加入期間のうち、年金保険料納付済期間と年金保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。または初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの直近1年間に年金保険料の未納期間がないこと。
- ③障害認定日または20歳に達したときに、国民年金法に基づく政令で定めた1級または2級の障害に該当していること。
- 障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは該当する場合があります。このことを【事後重症による請求】といい、65歳の誕生日の前々日までに提出する必要があります。
- 《障害認定日：初診日から1年6ヶ月をすぎた日または1年6カ月以内に病状が固定した日》
- ※詳細については窓口でご相談ください。

### 内容

障害基礎年金1級：年額976,125円  
 障害基礎年金2級：年額780,900円

### 必要なもの

- 指定の診断書
- 病歴・就労状況等申立書
- 受診状況等証明書
- 印鑑 ほか

## 6 特別障害給付金

身 知 精

市民課 国民年金担当

TEL939-1212 内線2131・2133・2134

### 対象

国民年金の強制加入に移行する前の任意加入対象期間中において、任意加入をしていなかった期間に初診日がある病気やケガが原因で、現在、障害基礎年金の1級または2級の障がい状態である次にいずれかに該当する方。

ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。

- ① 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入の対象であった被用者等の配偶者の方
- ② 平成3年3月以前に国民年金の任意加入の対象であった学生の方

なお、障害基礎年金や障害厚生年金などを受給することができる方は対象になりません。

※詳細については窓口でご相談ください。

### 内容

特別障害給付金1級：月額52,450円  
 特別障害給付金2級：月額41,960円

### 必要なもの

- 指定の診断書 ●病歴状況申立書
- 受診状況等証明書 ●年金手帳 ●印鑑 ほか

## 7 心身障害者扶養共済制度

身 知 精 児

障がい福祉課 支援係

TEL939-1212 内線3156

障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、ご自身に万が一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に一定額の年金を支給する制度です。

### 対象

将来独立自活することが困難な知的障がい者、身体障がい者（1級から3級）、精神障がい者などを扶養している65歳未満の疾病や障がいのない健康な方

### 内容

掛金は、加入時の加入者の年齢により異なります（1口月額9,300円～23,300円）。1人の障がい者につき2口まで加入できます。

加入者が死亡または著しい障がいを有する状態となった時、その月から障がい者に毎月2万円（2口加入の場合には4万円）の年金を障がい者が亡くなられるまで支給します。

### 必要なもの

- 印鑑 ●住民票（加入者と障がい者分） ほか
- 申請内容により必要なものが異なりますので、事前にお問い合わせください。

広告

「相談してみませんか？ 障害年金」

このような症状の方は、ご相談ください。  
 症状に応じて年金を受け取れる場合があります。

初回相談無料

- うつ・統合失調症などの精神疾患
- がん・脳梗塞・脳出血・心疾患
- 手足の外傷・機能不全・人工関節
- 発達障害・知的障害・てんかん
- 腎不全・人工透析

お気軽に  
ご相談  
ください

労働・社会保険手続き
就業規則作成・変更
労務管理
助成金申請手続き

一緒に歩む仲間でありたい

社会保険労務士ロームメイト

TEL. 098-989-7007

〒904-0012 沖縄市安慶田 4-7-13・1 階 FAX. 098-989-7013



# 障害者総合支援法による総合的な支援

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービスです。障害福祉サービスを受けられる障がい者の範囲には、難病患者等も含まれます。介護保険の被保険者は、原則として介護保険サービスが優先となります。

## 自立支援給付(国の制度に基づく事業)

### 障害福祉サービス

#### ○介護給付

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所
- 重度障害者等包括支援
- 施設入所支援

#### ○訓練等給付

- 自立訓練  
(機能訓練・生活訓練・宿泊型)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(A型・B型)
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助

#### 地域相談支援

#### 計画相談支援

#### 自立支援医療(P24参照)

#### 補装具(P40参照)

#### 高額障害福祉サービス等

## 地域生活支援事業(市が実施する事業)

- 相談支援
- 意思疎通支援事業(P45参照)  
(手話通訳・要約筆記派遣等)
- 日常生活用具の給付(P41参照)
- 移動支援
- 地域活動支援センター
- 日中一時支援
- 訪問入浴サービス
- 重度障害者等入院時  
コミュニケーション支援事業
- 居住サポート事業
- 併行通園事業



障害者総合支援法による総合的な支援

広 告

事業所番号(介)[4770400036](障)[4710800238]

## 介護支援センター中部

有限会社 **アーバン・エステート**  
 沖縄市室川2丁目7番49号  
 TEL098-921-0670  
 FAX098-921-0671

### 介護保険事業

- ・ 居宅介護支援事業
- ・ 訪問介護事業
- ・ 通所介護事業
- ・ 福祉用具貸与事業

### 総合支援事業

- ・ 生活介護事業
- ・ 居宅介護事業
- ・ 特定相談支援事業
- ・ 指定障害児相談支援事業

## 就労移行支援 就労継続支援B型 就労センターていーだ泡瀬

【障がい者共同生活住宅】  
シェアハウスていーだかんかん泡瀬

### 訓練内容

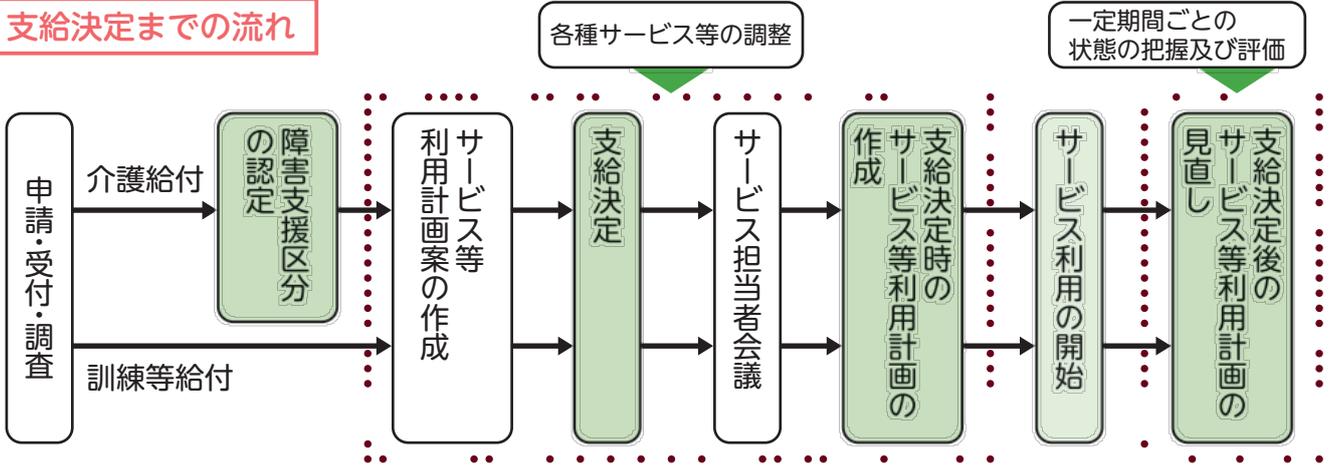
★ パソコン訓練	★ 自販機
★ ポスティング	★ レク活動
★ 農園作業	★ 洗車訓練
★ パン販売	★ 野菜選別
★ 手工芸	

**訓練生募集中**

お気軽にご連絡ください  
 沖縄市泡瀬 4-11-18  
 就労センターていーだ泡瀬 🔍 検索

**TEL.098-929-0123 FAX.098-929-0124**

## 支給決定までの流れ



## 利用者負担

原則として利用料の1割を負担していただきます。ただし、負担額には世帯の所得に応じて1ヶ月当たりの負担上限があります。(非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし。)

また、利用するサービスによっては、食費や光熱水費等の自己負担があります。

### 1 障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)

障がい福祉課 支援係

TEL939-1212 内線3155・3156・3160

障害福祉サービスには、全国的な統一基準で行うサービスがあります。これらを機能別に区分すると次のようになります。

#### 訪問系サービス

※事業所については、P62～P67「関係機関・施設等一覧表」参照

##### 居宅介護 → 介護給付

障がい者等の自宅で、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

##### 重度訪問介護 → 介護給付

身 知 精 難

重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動に困難を有する障がい者等で、常時介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

##### 同行援護 → 介護給付

身 児

視覚障がいにより、移動に困難を有する障がい者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。

##### 行動援護 → 介護給付

知的障がいまたは精神障がいにより行動に困難を有する障がい者等で、常時介護を必要とする方に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際に必要な援助を行います。

##### 重度障害者等包括支援 → 介護給付

常時介護を必要とする障がい者等で、意思疎通を図ることに著しい支援が必要な方のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある方、並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動に困難を有する方に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助および共同生活援助を包括的に提供します。

##### 自立生活援助 → 訓練等給付

身 知 精 難

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者で、理解力や生活力等に不安のある方に、一定期間にわたり定期的な巡回訪問等を行い、必要な助言や連絡・調整を行います。

#### 居住系サービス

※事業所については、P62～P67「関係機関・施設等一覧表」参照

##### 施設入所支援 → 介護給付

身 知 精 難

施設に入所している障がい者に、主に夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

**共同生活援助(グループホーム) → 訓練等給付** (身)(知)(精)(難)

共同生活の住居に居住している障がい者に、地域で共同生活を営むために必要な日常生活上の相談や援助を行います。

**日中活動系サービス**

※事業所については、P62～P67「関係機関・施設等一覧表」参照

**療養介護 → 介護給付** (身)(知)(精)(難)

病院で常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

**生活介護 → 介護給付** (身)(知)(精)(難)

施設等で常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

**短期入所(ショートステイ) → 介護給付** (身)(知)(精)(難)

自宅で障がい者の介護を行う方の疾病等により、障がい者を介護できない場合に、障害者支援施設、児童福祉施設、その他以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設に短期間入所し、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な支援を行います。

**自立訓練(機能訓練) → 訓練等給付** (身)(知)(精)(難)

障がい者等に、施設や自宅などにおいて、身体機能や生活能力が高まるためのリハビリやトレーニング、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。

**自立訓練(生活訓練) → 訓練等給付** (身)(知)(精)(難)

障がい者等に、自立した生活を営むために必要な訓練や生活全般についての相談および助言その他の必要な支援を行います。

**宿泊型自立訓練 → 訓練等給付** (身)(知)(精)(難)

障がい者等に、居室等を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。

**就労移行支援事業 → 訓練等給付** (身)(知)(精)(難)

就労を希望する65歳未満の障がい者で、企業等に雇用されることが可能と見込まれる方に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

**就労継続支援A型(雇用型) → 訓練等給付** (身)(知)(精)(難)

企業等に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である障がい者に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

**就労継続支援B型(非雇用型) → 訓練等給付** (身)(知)(精)(難)

企業等に雇用されることが困難な方のうち就労移行支援事業等を利用したが企業等の雇用に結びつかない方、その年齢や心身の状態その他の事由により引き続き当該事業所での雇用が困難な方、その他の企業等に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

**就労定着支援 → 訓練等給付** (身)(知)(精)(難)

就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を利用し、一般就労に移行した障がい者で、就労に伴う生活面の課題がある方の就労の継続を図るために、企業や自宅等への訪問や、事業所や関係機関との連絡調整等を行い、就労に伴う生活面の課題解決に向けて必要となる支援を行います。



障害者総合支援法による総合的な支援

広 告

**訪問介護事業所**  
介護保険法・障害者総合支援法

**ちゃ〜びらさい**

介護保険事業所番号 4770402081 障害福祉事業所番号 4710801384

**TEL098-988-7255**  
marru@blue.ocn.ne.jp

〒904-2153 沖縄県沖縄市美里 1-28-12

合同会社 まーる

合同会社

**Oase 沖縄**

沖縄県沖縄市明道 1-16-12 TEL:098-989-3926  
明道ガーデン D-1 FAX:098-989-9928

就労継続支援(B型)事業所

**オアシス**

沖縄県沖縄市明道 1-16-12 TEL:098-989-3927  
明道ガーデン D-1 FAX:098-989-3928

**2 地域相談支援**  
※事業所については、P62～P67「関係機関・施設等一覧表」参照

障がい福祉課 支援係  
TEL939-1212 内線3155・3156・3160

**地域移行支援** (身)(知)(精)(難)  
障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

**地域定着支援** (身)(知)(精)(難)  
自宅において単身等で生活する障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

**3 計画相談支援**  
※事業所については、P62～P67「関係機関・施設等一覧表」参照

障がい福祉課 支援係  
TEL939-1212 内線3155・3156・3160

**サービス利用支援**  
障害福祉サービス等を利用しようとする場合に、障がい者の心身の状況、その置かれた環境、サービス利用についての意向等をもとに、サービス等利用計画を作成し、サービスを提供する事業者との連絡調整などを行います。

**継続サービス利用支援**  
サービスの利用を開始した障がい者に対し、サービスの利用状況などを確認し、必要に応じて、サービス等利用計画の見直し等を行います。

**4 高額障害福祉サービス等給付費等**  
障がい福祉課 支援係 TEL939-1212 内線3155

**高額障害福祉サービス等給付費等の支給**  
同世帯に障害福祉サービス等を利用する方がいる場合や、1人で複数の障害福祉サービス等を利用している場合に、世帯におけるひと月の利用者負担の合計が基準額を超えた場合に手続きを行うと超過分の金額が払い戻される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

**5 地域生活支援事業**  
障がい福祉課 支援係  
TEL939-1212 内線3155・3156・3160

地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の介護給付サービスや訓練等給付サービスと併せて、障がいのある方が地域で自立し生活を送ることができるよう実施するものです。

**相談支援事業** ※P16参照  
障がい者やその家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供、虐待防止や権利擁護のために必要な支援を行います。

**意思疎通支援事業** ※P45参照 (身)  
聴覚障がい者や言語機能障がい者の公的機関での手続きや通院等に手話通訳者等を派遣します。また、障がい福祉課に手話通訳者を配置します。

**日常生活用具給付事業** ※P41参照  
障がいがある方に対し、障がいの種別や程度に応じて、特殊寝台、入浴補助用具などの日常生活に利便性がある用具を給付します。

**移動支援事業(ヘルパーによる外出支援)**  
※事業所については、P62～P67「関係機関・施設等一覧表」参照  
屋外での移動に困難がある障がい者等に、地域での自立生活および社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行います。

広 告



合同会社 Accompany

**相談支援事業所**  
**サービスプラン沖縄**

沖縄市安慶田1丁目-1-7 幸地住宅1F  
Tel.098-989-3901 Fax.098-989-3914  
E-mail : accompany.soudan@gmail.com

## 移動支援事業(介護タクシー事業者による通院支援型)

介護タクシー事業者による移動支援で、対象者を医療機関へ移送するためのサービスです。使用目的は通院のみとなります。

### 対象者

重度身体障がい等により、病院等へ通院する際にストレッチャーや車いす等を利用する方で、障害福祉サービス等の利用が困難かつ市が必要と認めた方。

### 【介護タクシー事業所一覧】

	事業所名	所在地	電話番号
1	介護タクシー ハイサイ	泡瀬3-27-19	TEL090-4510-8131
2	介護タクシー アップル	高原7-2-6	TEL975-8801
3	介護タクシー あおぞら	登川11-20-1	TEL090-1510-3901
4	介護タクシー ボンド	山里1-17-14	TEL080-4691-5252
5	介護タクシー 島	北中城村字島袋706-4	TEL090-1942-6554
6	介護タクシー ひろ	中央1-33-5	TEL090-4151-0296
7	介護タクシー 亀	泡瀬6-22-1 2F	TEL090-9784-8634

## 地域活動支援センター事業

障がい者等が通所し、地域の実情に応じ創作的活動または生産活動の機会の提供および社会との交流の促進を図るとともに日常生活に必要な便宜の供与を行います。※[基礎的事業]に加えて「I型～Ⅲ型」までの事業を行います。  
I型:相談事業や専門職員の配置による地域の社会基盤との連帯強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業。

Ⅱ・Ⅲ型:機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業。

### 【地域活動支援センター一覧】

	事業所名	運営主体	所在地	電話番号
1	おきなわ(I型)	社団法人 沖縄県精神障害者福祉会連合会	高原7-35-1	TEL930-1703
2	よつば(Ⅲ型)	特定非営利活動法人 沖縄市障がい者福祉協会	中央2-6-45	TEL989-1710
3	ワークスペース アトリエ太陽(Ⅲ型)	特定非営利活動法人 地域福祉保健推進協会	登川11-7-26	TEL989-1636

## 日中一時支援事業 ※事業所については、P62～P67「関係機関・施設等一覧表」参照

障がい者等の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的として、見守り等の支援が必要な障がい者等に日中における活動の場を提供します。

## 重度身体障がい者等訪問入浴サービス事業

自力または家族の介助のみでは入浴することができない重度身体障がい者等に、訪問により自宅において入浴するのに適した浴槽を運搬または、入浴設備を整えた車両等を設置して入浴の支援を行います。

### 対象

次のすべてに該当する方

- ① 居宅介護等での入浴が困難な方
- ② 家族介助での入浴が困難な方
- ③ 医師の許可を得ている方
- ④ 感染症疾患を有していない方

### 【訪問入浴サービス事業所一覧】

	事業所名	所在地	電話番号
1	みるく福祉サービス	うるま市赤道8-11	TEL973-1197
2	うるまケアセンター	うるま市みどり町5-14-7	TEL972-3661
3	浦添中央ケアセンター	浦添市西原1-13-1	TEL874-6631

## 重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難な障がい者等が入院した際に、医療に携わる者等とのコミュニケーション支援およびこれに伴う見守りを行います。

※入院時における意思疎通の円滑化を図る支援およびこれに伴う見守り以外のサービスは対象外

## 居住サポート事業 ※P48参照

賃貸契約における住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居支援や居住継続支援を行い、入居の機会の確保および入居後の居住を継続する支援を行います。

## 併行通園事業

障害児通所支援事業所に通所する医療的ケア児等が、保育所や幼稚園等へ通園する場合に、事業所から支援者を保育所や幼稚園等へ派遣し、受入れの事前調整や児童の状態に応じた医療的ケア、活動の範囲の助言等を行います。

◎地域生活支援事業の利用を希望される方は、あらかじめ市に申請し、利用の承認を受ける必要があります。

障害者総合支援法による総合的な支援



# 児童福祉法に基づく障害児支援

児童福祉法に基づく障がい児福祉サービスです。

## 障害児支援

### 障害児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

### 障害児相談支援

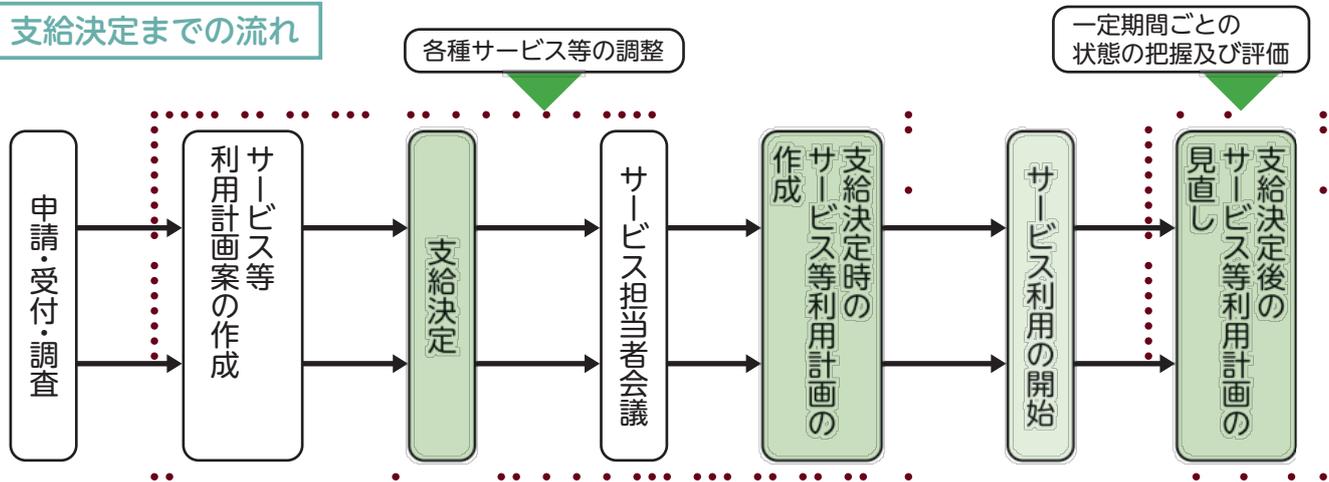
### 障害児入所支援

### 高額障害福祉サービス費



児童福祉法に基づく障害児支援

### 支給決定までの流れ



### 利用者負担

原則として利用料の1割を負担していただきます。ただし、負担額には世帯の所得に応じて1ヶ月当たりの負担上限があります。(非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし。)

また、利用するサービスによっては、食費や光熱水費等の自己負担があります。



## 1 障害児通所支援

※事業所については、P62～P67「関係機関・施設等一覧表」参照

障がい福祉課 支援係

TEL939-1212 内線3155・3156・3160

障害福祉サービスには、全国的な統一基準で行うサービスがあります。これらを機能別に区分すると次のようになります。

### 児童発達支援



児童発達支援センターや児童発達支援事業所に通って、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

### 医療型児童発達支援



上肢、下肢または体幹に機能障がいのある児童が、医療型児童発達支援センターなどに通い、児童発達支援および治療を行います。

### 放課後等デイサービス



通学中の障がい児が、授業の終了後、または休日にサービスを提供する事業所などに通って、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

### 保育所等訪問支援



保育所など、障がい児が集団生活を営む場などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

### 居宅訪問型児童発達支援



重症心身障がい児などの重度の障がい児等で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児に、その障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

## 2 障害児相談支援

※事業所については、P62～P67「関係機関・施設等一覧表」参照

障がい福祉課 支援係

TEL939-1212 内線3155・3156・3160

### 障害児支援利用援助



障がい児通所支援等の利用を希望する方に、障がい児支援利用計画の作成を行います。

### 継続障害児支援利用援助



支給決定されたサービス等の一定期間ごとの状態の把握および評価を行い、必要に応じ計画の変更等を行います。

## 3 障害児入所支援

※事業所については、P62～P67「関係機関・施設等一覧表」参照

コザ児童相談所

TEL937-0859 FAX38-7288

### 福祉型障害児入所施設



施設において、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とする施設です。

### 医療型障害児入所施設



施設において、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与および治療を行うことを目的とする施設です。

## 4 高額障害福祉サービス等

障がい福祉課 支援係

TEL939-1212 内線3155・3156・3160

### 高額障害福祉サービス等



同世帯に障害福祉サービス等を利用する方がいる場合や、1人で複数の障害福祉サービス等を利用している場合、世帯における1ヶ月の利用者負担の合計が基準額を超えた場合に手続きを行うと超過分の金額が払い戻される場合があります。詳しくはお問い合わせください。



児童福祉法に基づく障害児支援



# 補装具・日常生活用具等

日常生活の能率の向上または便宜を図るため、補装具費を給付または日常生活用具を給付するものです。ただし、世帯の市町村民税額に応じて自己負担があります。

## ① 補装具費の給付

身 難 児

障がい福祉課 給付係 TEL939-1212 内線3154、3152

### 対 象

身体障害者手帳を交付されている方および難病患者等。ただし、介護保険被保険者で介護保険に定める福祉用具が貸与される方を除く。所得制限あり。

### 内 容

障がい者等の失われた身体機能を補完または代替する補装具が必要であると更生相談所等の医師が判定したとき、障がいの内容および程度に応じ補装具の交付、修理、借受けに対する費用の支給が受けられます。詳しくは、障がい福祉課給付係にお問い合わせください。

### 必要なもの

- 身体障害者手帳
- 医学的判定(意見)書等
- 補装具の見積書
- 特定疾病受給者証(難病の方)
- 市町村民税課税(非課税)証明書  
(その年の1月1日に沖縄市に住民登録のない方)
- マイナンバーカード(※P61参照)
- 印鑑
- 保護証明書(生活保護受給の方)



補装具・日常生活用具等

## 補装具の種目

区 分	種 目	名 称
義 肢	義 手	肩義手・手義手・上腕義手・手部義手・肘義手・手指義手・前腕義手
	義 足	股義足・果義足・大腿義足・足根中足義足・膝義足・足指義足・下腿義足
装 具	下肢装具	長下肢装具・足底装具・短下肢装具・股装具・ツイスター・膝装具・先天性股脱装具・内反足装具
	靴型装具	靴型装具
	体幹装具	頸椎装具・仙腸装具・胸椎装具・側彎矯正装具・腰椎装具
	上肢装具	肩装具・把持装具・肘装具・MP(屈曲および伸展)装具・手背屈装具・長対立装具・指装具・短対立装具・BFO
座位保持装置	座位保持装置(借受け含む)	座位保持装置
その他	盲人安全つえ	普通用・携帯用
	義 眼	普通義眼・特殊義眼・コンタクト義眼
	眼 鏡	コンタクトレンズ・矯正眼鏡・弱視眼鏡・遮光眼鏡
	補聴器	重度難聴用箱型・重度難聴用耳掛型・高度難聴用箱型・高度難聴用耳掛型・挿耳型・骨導式箱型・骨導式眼鏡型

廣 告

**装具各種**

- コルセット
- 義 足
- 義 手
- 靴
- 杖
- 車 い す

製作・販売・修理  
ご相談承ります。

**やまもとブレース(株)**

〒904-2173 沖縄県沖縄市比屋根 4-21-4  
E-mail: yamamotobraces010514@yahoo.co.jp

☎098-989-8292  
fax098-989-8293

**福祉用具・介護用品・住宅改修の事ならお任せ下さい!**

- ◆ 義肢・補装具・コルセットの製作・販売
- ◆ 車イス・電動車イス・各種杖・その他販売
- ◆ 福祉用具レンタル販売
- ◆ 住宅改修

介護保険の指定事業所  
**(有)沖縄義肢製作所**

TEL 098-939-0808 沖縄県沖縄市知花 6-8-40  
FAX 098-934-6708

区分	種目	名称
その他	車いす	普通型・リクライニング式普通型・手動リフト式普通型・前方大車輪型・リクライニング式前方大車輪型・片手駆動型・リクライニング式片手駆動型・レバー駆動型・手押し型・リクライニング式手押し型
	電動車いす	普通型・手動兼用型・リクライニング式普通型・電動リクライニング式普通型・電動リフト式普通型
	※座位保持いす	座位保持いす
	※起立保持具	起立保持具
	歩行器 (借受け含む)	六輪型・四輪型(腰掛き)・四輪型(腰掛なし)・三輪型・二輪型・固定式・交互型
	※頭部保持具	頭部保持具
	※排便補助具	排便補助具
	歩行補助つえ	松葉づえ・カナディアンクラッチ・ロフストランドクラッチ・多点杖
重度障がい者用 意思伝達装置 (借受け含む)	重度障がい者用意思伝達装置	

※は、身体障がい児のみ



## 2 日常生活用具の給付

障がい福祉課 給付係 TEL939-1212 内線3157

### 対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神福祉手帳の交付を受けた在宅の重度障がい児・者および難病患者等。ただし、介護保険被保険者で介護保険に定める福祉用具が貸与される方を除く。所得制限あり。※用具の種目ごとに対象者が異なります。詳しくはお問い合わせください。

### 必要なもの

- 身体障害者手帳または療育手帳または精神福祉手帳
- 特定疾病受給者証(難病の方)
- 日常生活用具の見積書
- 市町村民税課税(非課税)証明書  
(その年の1月1日に沖縄市に住民登録のない方)
- 印鑑 ● 保護証明書(生活保護受給の方)
- 医師意見書(必要時)

### 日常生活用具の種目

#### ◎介護・訓練支援用具

##### 特殊寝台

下肢または体幹機能障害2級以上の方、原則として学齢児以上の方。

- 耐用年数 8年

##### 特殊マット(A)

下肢または体幹機能障害の程度が1級であると記載され常時介護を要する者。原則として3歳以上の方。療育手帳の交付を受けた方で、障がいの程度が重度または最重度である方。原則として3歳以上の方。

- 耐用年数 5年

広告

**義肢装具製作・介護用品販売・レンタル**

義肢装具・介護用品の事なら何でもご相談ください。

【介護用品も多数取り揃えております】

車いす・電動ベッド  
歩行器・てすり  
ポータブルトイレ  
シャワーベンチ  
リハビリシューズ 等



各種保険有り  
ご相談応じます

(社)日本義肢協会・九州第155号  
沖縄県指定福祉用具貸与事業所

【営業時間】9:00～18:00【定休日】土曜午後・日曜・祝日



有限会社 **ハト義肢**  
代表取締役 湧川 健太

〒904-0012 沖縄市安慶田 4-17-11

☎ 098-930-0275 FAX 098-930-0313



### 特殊マット(B)

下肢または体幹機能障害の程度が1級であると記載され体位変換が困難であり常時介護を要する方。ただし、医師の意見書等により特殊マット(B)の必要性が認められる方に限る。原則として3歳以上の方。

- 耐用年数 6年

### 特殊尿器

下肢または体幹機能障害1級の方、原則として学齡児以上の方(常時介護を要する方に限る。)

- 耐用年数 5年

### 入浴担架

下肢または体幹機能障害2級以上の方(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)、原則として3歳以上の方。

- 耐用年数 5年

### 体位変換器

下肢または体幹機能障害2級以上の方で、原則として学齡児以上の方(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する方に限る。)

- 耐用年数 5年

### 移動用リフト

下肢または体幹機能障害2級以上の方で、原則として3歳以上の方。

- 耐用年数 5年

### 訓練いす(児のみ)

下肢または体幹機能障害2級以上で、原則として3歳以上の方。

- 耐用年数 5年

### 特殊ミルク

先天性代謝異常症等(ARC症候群等)の治療のために特殊ミルクを必要とする方。ただし、医師の意見書により必要と認められること。(その他、優先されるべき補助等がある場合には認められない。)

- 耐用年数 1ヶ月

## ◎自立生活支援用具

### 入浴補助用具

下肢または体幹機能障害2級以上の方で、入浴に介助を要する方。原則として3歳以上の方。

- 耐用年数 8年

### 便器

下肢または体幹機能障害2級以上の方で、原則として学齡児以上の方。

- 耐用年数 8年

### 頭部保護帽

下肢若しくは体幹機能障害者で、転倒等により頭部を強打するおそれのある方。療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方。

- 耐用年数 3年

### T字状・棒状のつえ

平衡機能、下肢または体幹機能障害、内部障害の方であって、比較的障がいの程度が軽度であり、つえの使用により歩行機能が補完される方。

- 耐用年数 3年

### 移動・移乗支援用具

平衡機能または下肢若しくは体幹機能障害の方で、家庭内の移動等において介助を必要とする方。原則として3歳以上の方。

- 耐用年数 8年

### 特殊便器

上肢機能障害の程度が2級以上である方。療育手帳の交付を受けた方で、障がいの程度が重度または最重度である方。原則として学齡児以上の方。

- 耐用年数 8年

### 火災警報器

障害等級が2級以上である方。障がいの種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難な方。療育手帳の交付を受けた方であって、火災発生の感知・避難が著しく困難な方。

- 耐用年数 8年

### 自動消火器

障害等級が2級以上である方。障がいの種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難な方。療育手帳の交付を受けた方であって、火災発生の感知・避難が著しく困難な方。

- 耐用年数 8年

### 電磁調理器

視覚障害2級以上の方。療育手帳の交付を受けた方で障がいの程度が重度または最重度である方。原則として18歳以上の方。

- 耐用年数 6年

### 歩行時間延長信号機用小型送信機

視覚障害2級以上であって、原則として学齡児以上の方。

- 耐用年数 10年

### 聴覚障害者用屋内信号装置

聴覚障害2級以上の方(聴覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に属する方で、日常生活上必要と認められる方に限る。)

- 耐用年数 10年



## ◎在宅療養等支援用具

### 透析液加温器

腎臓機能障害3級以上の方で原則として3歳以上の方。

- 耐用年数 5年

### ネブライザー(呼吸器)

呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障がいの方で必要と認められる方。

- 耐用年数 5年

### 電気式たん吸引器

呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障がいの方で必要と認められる方。

- 耐用年数 5年

### 酸素ボンベ運搬車(者のみ)

身体障害者手帳の交付を受けた方で在宅酸素療法を行う方。

- 耐用年数 10年

### 動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)

在宅酸素療法を行っている方、または人工呼吸器の装着が必要な方であって、医師の意見書により必要と認められること。

- 耐用年数 5年

### 視覚障害者用体温計(音声式)

視覚障害2級以上の方で、原則として学齢児以上の方。

- 耐用年数 5年

### 視覚障害者用体重計

視覚障害2級以上の方。

- 耐用年数 5年

### 視覚障害者用血圧計

視覚障害2級以上の方。ただし、40歳未満の方については医師の意見書により必要性が認められる方。

- 耐用年数 5年



## ◎情報・意思疎通支援用具

### 携帯用会話補助装置

音声機能若しくは言語機能障がいの方または肢体不自由の方のうち、発声または発語に著しい障がいを有する方で、それぞれ原則として学齢児以上の方。

- 耐用年数 5年

### 情報・通信支援用具

視覚または上肢機能障害2級以上の方。

- 耐用年数 5年

### 点字ディスプレイ

視覚障害および聴覚障害の重複障がい者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上)または視覚障害1級以上で、点字を習得しており、就学、就労に必要と認められる方。

- 耐用年数 6年

### 点字器

視覚障がいの方。

- 耐用年数 7年

### 点字タイプライター

視覚障害2級以上の方。

- 耐用年数 5年

### 視覚障害者用ポータブルレコーダー

視覚障害2級以上の方で、原則として学齢児以上の方。

- 耐用年数 6年

### 地デジ対応ラジオ

身体障害者手帳の交付を受けた方であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る)の程度が2級以上である方。原則として学齢児以上の方。

- 耐用年数 5年

### 視覚障害者用活字文書読上げ装置

視覚障害2級以上の方で、原則として学齢児以上の方。

- 耐用年数 6年

### 視覚障害者用拡大読書器

視覚障がいの方で、本装置により文字等を読むことが可能になる方で原則として学齢児以上の方。

- 耐用年数 8年

### 視覚障害者用時計(者のみ)

視覚障害2級以上の方。

- 耐用年数 5年

### 聴覚障害者用通信装置

聴覚障がいの方または発声若しくは発語に著しい障がいを有する方のうち、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上の方。

- 耐用年数 5年

### 聴覚障害者用情報受信装置

聴覚障害の方であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる方。

- 耐用年数 6年



## 人工喉頭

音声言語機能障害の記載がある方で喉頭を摘出した方。ただし、医師の意見書等により、必要性が認められる方に限る。

- 耐用年数 笛式4年 電動式5年

## 人工喉頭(埋込型用人工鼻)

音声言語機能障害の記載がある方で喉頭を摘出した方。ただし、常時埋め込み型の人工喉頭を使用する方に限る。気管孔に取り付けるフィルター(HMEカセット)およびベースプレート(アドヒーシブ)に限る。

- 耐用年数 1ヶ月

## 点字図書

視覚障害の記載のある方。

## ◎排泄管理支援用具

### ストマ装具(消化器系)

直腸機能障害の記載がある方。ただし人工肛門造設者に限る。

- 耐用年数 1ヶ月

### ストマ装具(尿路系)

膀胱機能障害の記載がある方。ただし人工膀胱造設者に限る。

- 耐用年数 1ヶ月

## 紙おむつ

- ① 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんまたはストマの変形のためストマ装具を装着できない方で、紙おむつ等の用具類を必要とする方。原則として3歳以上の方。
- ② 直腸機能障害または膀胱機能障害の記載があるもので、かつ先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿(排便)機能障害のあるものおよび先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方で、紙おむつ等の用具類を必要とする方。原則として3歳以上の方。
- ③ 脳原性運動機能障害の記載がある方で、判定書により排尿(排便)の意思表示が困難で紙おむつ等の用具類を必要とすると認められる方。原則として3歳以上の方。

## 収尿器

下肢または体幹機能障害の記載がある方。ただし脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)のため収尿器を必要とする方に限る。

- 耐用年数 1年

## ◎居宅生活動作補助用具

### 住宅改修費

体幹機能障害または下肢機能障害、脳原性運動機能障害の記載がある方で障害の程度が3級以上の方。(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢2級以上の方)

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑り防止および移動の円滑化等のため床または通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え

- ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修。ただし、給付対象者が現に居住する住宅について行われるものであり、借家の場合は家主の承諾を必要とする。

## 特殊ミルク

先天性代謝異常症等の治療のために特殊ミルクを必要とする者。ただし、医師の意見書により必要と認められること。

- 耐用年数1ヶ月

## 3 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業



障がい福祉課 給付係

TEL939-1212 内線3157

### 対象

小児慢性特定疾病医療の対象者(ただし、他法優先となります)

### 内容

日常生活用具

便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体位変換器・車いす・頭部保護帽・電気式たん吸引器・クールベスト・紫外線カットクリーム・ネブライザー(吸入器)・パルスオキシメーター・ストマ装具(畜便袋、畜尿袋)・人工鼻。

ただし、世帯の所得に応じて費用の一部負担があります。

## 4 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業



障がい福祉課 給付係

TEL939-1212 内線3154、3152

### 対象

18歳未満(申請日時点)で聴覚の身体障害者手帳を取得できない程度の難聴のある方。(両耳の聴力レベルが30デシベル以上)

### 内容

身体障害者手帳の交付対象とならない聴覚の程度にある18歳未満の児童へ補聴器の購入費等の一部を助成します。

※助成対象者及び助成対象者の属する世帯員のうち、市民税所得割額が46万円以上ある方がいる場合は助成対象となりません。

### 必要なもの

- 医師意見書 ● 見積書 ● 印鑑 ほか
- ※他の法令等の規定(障害者総合支援法など)による給付が受けられる場合は、対象外となります。詳しくは窓口でお問い合わせください。



# その他の支援

## 1 手話通訳者の派遣



障がい福祉課 手話通訳担当

TEL939-1212 内線3211 FAX939-7739  
syuwa@city.okinawa.lg.jp

### 対象

沖縄市内に居住する、身体障害者手帳(聴覚障害・音声・言語機能障害)を交付されている方

### 内容

公的機関(市役所・警察署・税務署等)、医療機関等へ行くときまたは公的機関等が開催する研修会や行事等に出席する場合等に、手話通訳者等を派遣します。派遣を希望する日の7日前(閉庁日を含まない)までに申請が必要です。

## 2 手話通訳者設置事業



障がい福祉課 手話通訳担当

TEL939-1212 内線3211

### 対象

聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者

### 内容

手話通訳者を障がい福祉課に配置して事務手続き等の利便を図っています。

### 設置時間

平日 午前9時～午後5時15分  
(土日祝日、年末年始、慰霊の日を除く)

## 3 要約筆記者の派遣



沖縄市社会福祉協議会

TEL937-3385 FAX937-3422  
sign2@okicityshakyo.com

### 対象

沖縄市内に居住する、身体障害者手帳(聴覚障害・音声・言語機能障害)を交付されている方

### 内容

公的機関(市役所・警察署・税務署等)、医療機関等へ行くとき、または公的機関等が開催する研修会や行事等に出席する場合等に、話の内容を要約し文字にして伝える要約筆記者等を派遣します。派遣を希望する日の14日前までに申請が必要です。

## 4 在宅訪問歯科診療



沖縄県歯科医師会 在宅歯科支援センター

TEL888-0648

### 対象

歯科診療所に通院が困難な方

### 内容

お口の事で困っているが、歯科診療所に通院が困難な方を対象に、歯科医師や歯科衛生士がご自宅、入居施設に出向いて歯科診療や口腔ケアを行います。

### 申込み方法

ご本人またはご家族、入居施設職員の方が在宅歯科支援センターにお電話でご相談ください。

### 診療日

平日 午前9時～12時 午後1時～5時

## 5 緊急通報システム



ちゅいしいじい課 地域福祉係

TEL939-1212 内線3182

### 対象

市内に住所がある一人暮らしの重度身体障がい者、在宅の一人暮らしの65歳以上の方、または高齢者世帯の方で、慢性疾患や身体障がいがあるなど、日常生活を営む上で常時注意を必要とする方。

### 内容

緊急事態に陥った時、胸にかけたペンダントまたは設置された機器のボタンを押すだけで緊急通報受信センターに通報されるシステムを貸与します。



その他の支援

## 6 ゆんたくコール

ちゅいしいじい課 地域福祉係

TEL939-1212 内線3182

### 対象

市内に住所がある在宅でおおむね65歳以上の虚弱な一人暮らしの高齢者および虚弱な高齢者世帯の方。

### 内容

定期的な電話による「ゆんたく」を通して、見守り体制を作ることを目的に実施しているサービスです。

## 7 重度身体障がい者および 高齢者福祉電話設置

ちゅいしいじい課 地域福祉係

TEL939-1212 内線3182

### 対象

市内に住所がある身体障害者手帳1・2級を所持する外出困難な重度障がい者または在宅の一人暮らしのおおむね65歳以上の高齢者および寝たきりの状態にある方を含む高齢者だけの世帯等で、現在電話を保有せず、疾病等の発作やその他の身体症状で外部との緊急連絡手段を必要とする低所得世帯(原則として市県民税非課税世帯)の方。

### 内容

安否の確認および緊急連絡の手段の確保を図るために福祉電話を設置します。月額2,750円(税抜2,500円)を超える分は利用者負担になります。



## 8 食の自立支援事業

各地域型地域包括支援センター

P18を参照してください。

### 対象

市内に住所があるおおむね65歳以上の独居・高齢者のみの市県民税非課税世帯で、老衰・心身の障がい・疾病等の理由により調理が困難、かつ見守りによる安否確認が必要で、近隣に扶養義務者が居住していない、または居住していても支援が受けられない方。

### 内容

栄養のバランスのとれた弁当を手渡しで届けることで、食生活の改善と健康の保持を図ります。配食の際に体調不良があった場合には、関係機関へ連絡を行います。

### 利用料

1回につき300円(原材料費)  
昼食または夕食を週5回まで利用できます。

## 9 高齢者通院支援サービス事業

各地域型地域包括支援センター

P18を参照してください。

### 対象

市内に住所があるおおむね65歳以上の市県民税非課税世帯の在宅高齢者で、下肢不自由なため外出時に車いすやストレッチャーを必要とし、また車両内で座位保持のため車いすやストレッチャーを必要とする方。

### 内容

一般の交通機関を利用することが困難な高齢者に対し、リフト付き車両で利用者の自宅から病院へ移送します。

### 利用回数

片道で月4回まで

### 利用料金

市内片道:200円  
市外片道:300円

※車両内の安全確保や病院内の移動・手続きに介助が必要な場合は、介護者の同乗が必要です。詳しくは窓口でご確認ください。



その他の支援

## 10 家族介護用品支給事業

介護保険課 地域支援担当

TEL939-1212 内線3142

### 対象

市内に住所があって在宅で介護を受けており、入院・介護保険施設等に入所していない、世帯員全員が市県民税非課税(生活保護世帯を除く)の方で、要介護[4]または[5]の認定を受けている方。

### 内容

在宅で高齢者を介護している家族の負担軽減のために介護用品と交換ができる給付券を発行します。

上限額:月額6,250円(消費税込)

※21日以降に新規申請をした場合は、翌月からの給付になります。

### 必要なもの

- 介護保険証
- 申請する月のサービス利用票
- 対象者の印鑑
- 申請者の印鑑

## 11 高齢者見守り体制整備事業

各地域型地域包括支援センター

P18を参照してください。

介護保険課 地域支援担当

TEL939-1212 内線3142

### 対象

市内に住所がある在宅の65歳以上の高齢者とその同居家族、または40～64歳で介護保険認定を受けている方とその同居家族。

### 内容

医療情報等を入れた容器(救急医療情報キット)を自宅の冷蔵庫等に保管しておき、万一の緊急事態に本人が病状を説明することができない場合でも、キットの情報を活用して適切で迅速な救急医療につなげます。(1世帯1セットを無料配布)

## 12 福祉機器の貸出し

全

沖縄市社会福祉協議会

TEL937-3385 FAX937-3422

### 対象者

沖縄市在住の社協会員の方に対して、介護保険や障害福祉サービス等の利用までの間、一時的な貸出しなどを行っています。

### 貸出期間

原則として2ヶ月以内

### 介護機器

車いす、シャワーチェア、歩行器等

※在庫に限りがあるため、要確認

## 13 生活福祉資金(福祉用具等の購入に必要な経費)の貸付

身知精

沖縄市社会福祉協議会

TEL937-3385 FAX937-3422

### 対象

身体障害者手帳等を交付されている方の属する世帯で必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯。

### 内容

日常生活を送る上でまたは自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用のうち、福祉用具等の購入に必要な経費。

### 貸付限度額

170万円以内

### 返済期限

8年以内

### 貸付利率

連帯保証人を立てる場合は無利子で、連帯保証人を立てられない場合は年利1.5%

※詳細について相談が必要となります。貸付希望の方は事前にお問い合わせください。



その他の支援





# 住宅

## ① 居住サポート事業

### ① 居住サポート事業

#### 対象

次のすべてに該当する者

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者
  - ア 市内に住所を有する65歳未満の障がい者等。ただし、他の市町村の援護を受けて施設等に入所している障がい者等を除く
  - イ 本市の援護を受けて、障害者援護施設に入所している障がい者等
  - ウ 精神障害者社会復帰施設等に入所又は精神科病院に入院している者であって、直前まで市内に住所を有していたと認められる障がい者等。
- (2) 生活保護受給世帯を含む非課税世帯であること。
- (3) 家賃及び入居に係る必要な費用を負担できる見込みがある障がい者等
- (4) 原則として、緊急連絡人を確保できる者
- (5) 日常生活を営むことができる程度に身辺自立ができていていること。
- (6) 住居の維持に係る経費等日常生活を維持するに足りる収入があること。

#### 内容

賃貸契約における住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、借家探し等の支援を行う。

### ② 居住サポート事業家賃債務保証料

#### 対象

居住サポートと同様

#### 内容

賃貸契約における住宅への入居を希望しているが、家賃債務保証料の支払いが困難な障がい者等に対し、家賃債務保証料の一部の支給を行う。

#### 上限額

1件につき20,500円

## ② 高齢者等住宅改修費助成



各地域型地域包括支援センター

P18を参照してください。

#### 対象

市内に住所があり、市県民税非課税世帯または生活保護世帯でこの事業を一度も利用したことのない在宅のおおむね65歳以上の高齢者の方。

介護保険で「自立」と認定された方、または障がい高齢者の日常生活自立度判定基準でランクJまたはランクAに該当し、移動や入浴等の日常生活に相当時間がかかる方で、かつ自家、貸家、公営住宅等管理者から改修の承諾を得られる方。

#### 内容

住宅改修に必要な経費を助成限度額の範囲内で助成し、住宅環境の改善を行います。ただし、共有スペースは不可です。

#### 改修内容

手すり、踏み台、簡易便器(和式→洋式)の設置および軽易な段差解消。

#### 助成限度額

50,000円(市県民税非課税世帯は1割負担。生活保護受給者世帯は負担なし。)

## ③ 生活福祉資金(住宅の増改築等に必要となる経費)の貸付



沖縄市社会福祉協議会

TEL937-3385 FAX937-3422

#### 対象

低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯で必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯。

#### 内容

障がい等のために必要な住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費の貸付。

#### 貸付限度額

250万円以内※総経費のうち1割の自己資金が必要。

#### 返済期限

7年以内

#### 貸付利子

連帯保証人を立てる場合は無利子で、連帯保証人を立てられない場合は年利1.5%

※詳細について相談が必要となります。貸付希望の方は事前にお問い合わせください。

## ④ 市営住宅入居抽選の優遇について



市営住宅指定管理者

直通TEL929-3117

TEL939-1212 内線2682

#### 対象

- ① 身体障害者手帳1～4級を交付されている方
- ② 療育手帳A1、A2、B1、B2の判定を受けた方および同程度の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1～3級を交付されている方

#### 内容

対象者が入居応募する場合または入居応募者と同居しようとする親族に対象者がいる場合、公開抽選会での当選率が一般の方よりも2倍になります。下肢2級の車いす利用者については、車いす専用住宅にお申込みできます。



# 自動車・交通等

## 1 自動車運転免許取得に対する助成 身

障がい福祉課 支援係

TEL939-1212 内線3156

運転適性相談結果票について…

沖縄県警察運転免許センター適性試験係

TEL851-1000

### 対象

満18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている方で、沖縄県警察運転免許センターの適性検査に合格した方。

### 内容

自動車運転免許取得資格のある方に自動車運転免許取得に直接要した費用の3分の2以内(その額が10万円を超えときは10万円を限度)の助成を行います。障がい程度により助成の制限があります。

※生活保護を受給している方は事前に保護課で運転免許取得における相談が必要です。

## 2 自動車改造に対する助成 身

障がい福祉課 支援係

TEL939-1212 内線3156

### 対象

重度の上肢・下肢または体幹機能障害の方で、就労に伴い自動車改造を必要とする方。

### 内容

就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造する場合10万円を限度に助成します(所得制限があります)。

### 必要なもの

- 自動車改造の見積書
- 運転免許証
- 車検証
- 印鑑
- 課税証明書

## 3 生活福祉資金(障がい者用 身 知 精 自動車購入に必要な経費)の貸付

沖縄市社会福祉協議会

TEL937-3385 FAX937-3422

### 対象

身体障害者手帳等を交付されている方の属する世帯で必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯。

### 内容

日常生活を送る上でまたは自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用のうち、障害者用自動車の購入に必要な経費の貸付。

### 貸付限度額

250万円以内

※総経費のうち1割の自己資金が必要。

難 難病患者

児 障がい児

他 その他

◎ その他以外の全て

全 全て

手帳 このサービスは障害者手帳を見せるだけで受けられます。

### 返済期限

8年以内

### 貸付利率

連帯保証人を立てる場合は無利子で、連帯保証人を立てられない場合は年利1.5%

※詳細について相談が必要となります。貸付希望の方は事前にお問い合わせください。

## 4 運賃の割引 手帳

### 1 タクシー運賃の割引

#### 対象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

#### 内容

障がい者本人が乗車する場合に、障害者手帳を提示することにより、タクシー運賃の10%が割り引かれます(迎車料、高速料金、駐車料金等は対象となりません)。ただし、個人営業やタクシー事業者により異なる場合がありますので、詳しくは乗車前に各タクシー会社にお問い合わせください。

### 2 バス運賃の割引

#### 対象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

#### 内容

単独で障がい者本人が乗車する場合に、各手帳を提示することにより、バス運賃の50%が割り引かれます。ただし、介護人(1人まで)の割引や沖縄ICカード、障がい者用OKICAの発行等について、詳しくは乗車前に各バス会社にお問い合わせください。



自動車・交通等

広告

身障者用自動車運転装置取付・リフト取付  
身障者用レンタカー・代車業務  
車検・钣金・塗装・一般整備・中古車販売



**ニッシン自動車工業沖縄**

お気軽にお問い合わせ下さい

— APドライブ付代車有ります —

読谷村喜名219

**TEL(098)958-6556**  
**FAX(098)958-6522**

E-Mail [info@nissin-okinawa.info](mailto:info@nissin-okinawa.info)  
HP <http://www.nissin-okinawa.info/index.html>



APドライブ(手動運転装置)  
①ハンドルノブ  
②手動アクセルブレーキ



左アクセル

### ③ JR鉄道の運賃の割引

割引乗車券類	適用範囲	割引率
第1種	普通乗車券	単独で乗車する場合(片道100kmを超える区間) 5割引
	回数券・急行券(特急券を除く)	介護者とともに乗車する場合 本人および介護者とも5割引
	定期券	12歳以上の障がい者が介護者とともに乗車する場合 本人および介護者とも5割引 12歳未満の障がい児が介護者とともに乗車する場合 介護者のみ5割引
第2種	普通乗車券	単独で乗車する場合(片道100kmを超える区間) 5割引
	定期券	12歳未満の障がい児が介護者とともに乗車する場合 介護者のみ5割引

#### 対象

身体障害者手帳または療育手帳を交付されている方。

#### 窓口

各駅の乗車券販売窓口

#### 手続き

窓口到手帳を提示。なお12歳以上の第1種手帳所持者が、介護者とともに100kmまでの区間に乗車する場合には、自動券売機で購入した小児乗車券の利用も可能。(有人改札を利用)

※詳しくは乗車前に各窓口にお問い合わせください。

### ④ 航空旅客運賃の割引

#### 対象

12歳以上で身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

#### 内容

第1種の方は、介護者(1人まで)とともに割引が受けられます。なお、第2種の方は、各窓口にお問い合わせください。(国内航空運賃が対象)

#### 割引率

各航空会社または路線によって異なりますので、事前に各窓口にお問い合わせください。

#### 窓口

各航空会社カウンター、営業所および指定代理店

### ⑤ 旅客船運賃の割引

#### 対象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

#### 内容

第1種の方は、介護者(1人まで)とともに割引が受けられます。第2種の方は、各窓口にお問い合わせください。

#### 割引率

旅客船会社により異なりますので、事前に各窓口にお問い合わせください。

#### 窓口

各旅客船会社

### ⑥ 沖縄市循環バスの割引

都市整備室都市交通担当

TEL939-1212 内線 2520

#### 対象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

#### 内容

障がい者本人が乗車する場合に、運転手に各手帳(ミライID可)を提示することにより、バス運賃が100円になります。ただし、介護人の同乗については、割引対象外となります。

#### 利用料金(1回乗車あたりの料金です。)

一般	200円
高校生以下の学生の方※ 65歳以上の方※ 障がいのある方※	100円
運転免許証を自主返納した方※	50円

※乗車の際、学生証や運転免許証、運転経歴証明書、障害者手帳などの証明書の提示が必要になります。

### ⑦ ゆいレール運賃の割引

沖縄都市モノレール株式会社 TEL859-2630

#### 対象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

#### 内容

各手帳を提示すれば普通運賃の50%割引引き(10円単位で切上)となります。ただし、本人と介護者1人までです。詳しくは事前に各駅係員へお問い合わせください。

#### 大人(中学生以上)

券売機で「こども券」を購入後、窓口で各手帳とともに提示してください。

#### 小人(小学生以下)

こども料金の半額になりますので、券売機で購入せず直接窓口で手帳を提示して購入してください。



## 5 那覇空港駐車場料金の割引

那覇エアポートパーキング(株)

TEL58-7626

### 対象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

### 内容

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を窓口で提示すれば、駐車場料金が50%割引となります。事前精算機は利用せず、駐車場出口料金所をご利用ください。

## 6 有料道路通行料金の割引

身知児

障がい福祉課 給付係

TEL939-1212 内線 3152・3154・3165

制度に関するお問い合わせ先…

西日本高速道路株式会社 九州支社

TEL092-260-6111

平日 午前9時～午後5時25分

ETC利用登録等に関するお問い合わせ先…

有料道路ETC割引登録係

TEL045-477-1233

平日 午前9時～午後5時

### 対象

障がい者1人につき自動車1台の割引登録ができます。  
※障がい福祉課で事前登録が必要です

対象となる障がい者	本人運転	身体障害者手帳の交付を受けている者
	本人以外が運転	身体障害者手帳…1種の方 療育手帳………A1・A2の方
対象となる自動車	「自家用」と記載されているもの(事業所と記載されている場合は対象となりません。)のうち、「乗用」、「貨物」、「特種」、「二輪自家用」で要件を満たしているもの。 ※レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、代車等は割引対象外。	
自動車の所有者要件 (個人名に限る。法人名が記載されているものは対象になりません。)	本人運転	本人、配偶者、直系血族およびその配偶者、兄弟姉妹およびその配偶者並びに同居の親族等
	本人以外が運転	同上(上記のものが車を所有してないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している人)
割引料金額	※割賦購入(ローン)または長期リースにより自動車を利用している場合であって、自動車車検証等の「使用者の氏名または名称」欄に、上記に該当する方の氏名が記載されているものは対象になる。(割賦契約書またはリース契約書が必要)	
割引料金額	通常料金の約半額	

登録方法

### 必要なもの

- 身体障害者手帳または療育手帳
  - 自動車車検証または軽自動車届出済証
  - 運転免許証(障がい者ご本人が運転される場合のみ)
  - 割賦またはリースの方は契約書
- ※ETC利用者の場合は、上記の他ETCカード(本人名義)、ETC車載器セットアップ申込書・証明書が必要です。申請書の郵送が必要となりますので窓口の専用封筒に82円切手を貼って、投函してください。

割引有効期間

割引有効期間は、新規および変更の申請においては、その手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までとなります。なお、更新の申請時(割引有効期間の2ヶ月前から割引有効期間の前日における申請)においては、その手続きを終了した日からその後の3回目の誕生日(最長2年2ヶ月)までとなります。  
手帳に記載されている割引有効期間(ETC割引有効期間)を過ぎている場合は割引の対象となりません。

## 7 駐車禁止除外指定車

身知

沖縄警察署交通課

TEL932-0110

手続き方法等、詳細は警察署にお問い合わせください。

### 対象

- 身体障害者手帳を交付されている方で、次の歩行困難と認められる方
  - ㊦視覚障害 1～3級および4級の①
  - ㊧聴覚障害 2～3級
  - ㊨平衡機能障害 3級
  - ㊩上肢障害 1～2級の①および2級の②
  - ㊪下肢障害 1～4級
  - ㊫体幹障害 1～3級
  - ㊬内部機能障害 1～3級
  - ㊭乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
    - (a)上肢機能 1～2級  
(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
    - (b)移動機能 1～2級
- 療育手帳を交付されている方で重度障害の程度に該当する方で、歩行困難と認められる方
- 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方で1級の方
- 小児慢性特定疾病児手帳を交付されている方で色素性乾皮症の方(日出から日没まで)

### 内容

駐車禁止除外指定標章を掲出している場合には、道路標識等で駐車が禁止されている場所等に駐車することができます。(法定駐車禁止場所を除く)

- 有効期限3年





# 教育

## 1 就学支援



市教育委員会 指導課 指導係

TEL939-1212 内線2752

### 内容

障がいのある児童・生徒に対する義務教育は小学校・中学校・特別支援学校の中でいろいろな指導形態で行われています。就学支援は、常に一人一人の障がいのある児童・生徒にとって「最も必要かつ適切な教育の場」を配慮するために行われるものです。

※保護者の申し出を受けて医師・学識経験者及び小学校長・中学校長等の関係者を委員とする就学支援委員会に諮り、児童・生徒の障がいの状況により、小学校・中学校の通常の学級・特別支援学級及び特別支援学校への就学支援を行います。

## 2 特別支援学級



市教育委員会 指導課 指導係

TEL939-1212 内線2752

### 内容

市立各小学校・中学校において、少人数の学級編制のもと、個に応じた指導を行い、地域社会に適応し社会的自立ができるよう児童、生徒の教育的ニーズに合った教育をする学級です。

### 学級の種類

特別支援学級には知的障がい、難聴、弱視、自閉症、情緒障がい、肢体不自由、病弱、言語等の種別があります。

## 3 特別支援教育就学奨励費



沖縄市立小中学校に在籍する場合…

沖縄市教育委員会 学務課

TEL939-1212 内線2723・2724

特別支援学校に在籍する場合…

各特別支援学校または沖縄県教育庁教育支援課

TEL866-2711

### 内容

障がいのある児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、就学を奨励するために、学用品費、学校給食費、修学旅行費等の経費の一部援助を行います。

## 4 ことばの相談室



市教育委員会 市立教育研究所 研修係

TEL989-6566 FAX989-6569

### 対象

言語学級の設置されていない学校の通常学級に在籍している児童になります。(※特別支援学級在籍児童は対象外です。)

在籍する学校長の承認を受け、申請書を提出後、通級判定を行い決定していきます。

### 内容

発音に誤りがある(カ行やサ行が言えない等)、発音が不明瞭である、ことばの遅れがみられる、吃音がある等、ことばに関する学習上または生活上の困難の改善を図り、児童の健やかな成長を支援するために設置されています。在籍している小学校にて言語聴覚士からの指導・支援を受けることができます。

### 市内言語学級設置小学校

中の町小学校、コザ小学校、安慶田小学校、美原小学校、宮里小学校、北美小学校、泡瀬小学校(令和3年度現在。年度によって設置校が異なる場合があります。)

### 利用時間

児童の在籍する学校内の別室にて、授業時間を利用し、原則週1回(45分程度)の指導・支援を行います。(その時の人数やことばの症状によってはその限りではありません。)

広告



**就労移行支援・自立訓練(生活訓練)事業**  
**就労支援サービス JOB BOND**

「出来ない事」よりも「出来る事」に目を向け、  
職業生活も支援していきます。



見学やご相談はお気軽にご連絡ください。 ☎/FAX 098-979-9488  
沖縄市宮里二丁目7番4号 HP: <http://bond.moon.bindcloud.jp/>



# 就労支援・相談

## 1 沖縄公共職業安定所 (ハローワーク沖縄) 全

TEL939-3200(42#) FAX938-8067

### 内容

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方や障がいをお持ちの方で、仕事をしたい方、あるいは職業訓練などを受けたい方は公共職業安定所にご相談ください。

## 2 中部地区障害者就業・生活支援センター花灯(はなあかり) 全

TEL989-6527・989-6528 FAX989-6525

### 内容

就業支援や生活支援を必要とする障害者に対して雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、障害者の就業と、それに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障害者の職業生活における自立を図るために必要な支援を行います。

### 開所時間

午前8時30分～午後5時30分

### 予約受付時間

午前9時～午後4時

## 3 就労移行支援 就労継続支援(A型・B型) 就労定着支援 身知精難

TEL939-1212 内線3156・3160

制度について詳しくはP35をご覧ください。

## 公衆衛生の豆知識



出典：首相官邸ホームページ「ほかの人につさないために」

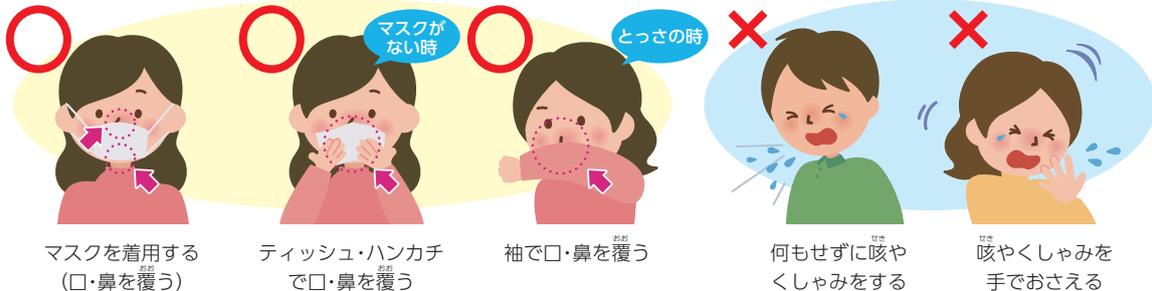
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>)より加工・編集して作成

## 咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

対面で人と人の距離が近い接触(互いに手を伸ばしたら届く距離でおおよそ2mとされています)が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高いです。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底しましょう。

### 3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まる場所でやる



### 正しいマスクの着用



就労支援・相談



# 税・使用料の減免等

## 1 所得税および市民税・県民税の障がい者控除

身 知 精 児

所得税……………沖縄税務署 TEL938-0031 ※自動音声案内  
市民税・県民税は…市民税課 TEL939-1212 内線3252～3255

納税者自身または同一生計配偶者および扶養親族が税法上の障がい者に該当する場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

		納税者本人の場合	納税者の同一生計配偶者または扶養親族の場合
所得控除の判定時期	所得税	その年の12月31日 (その人が、その年の中途において死亡または出国した場合には、その死亡または出国の時)の現況によって判定します。	その年の12月31日 (納税者がその年の中途において死亡または出国した場合にはその死亡または出国の時)の現況によって判定します。ただし、対象者がその当時に既に死亡している場合には、その死亡時の現況によって判定します。
	市・県民税	課税年度の前年の12月31日の現況によって判定します。	課税年度の前年の12月31日の現況によって判定します。ただし、対象者がその当時に既に死亡している場合には、その死亡時の現況によって判定します。

		障がい者	特別障がい者
税法上の障がい者の範囲			① 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人
		① 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により、知的障がい者と判定された人(療育手帳B1またはB2の交付を受けている人)	② 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により、重度の知的障がい者と判定された人(療育手帳A1またはA2の交付を受けている人)
		② 精神保健および精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(2級または3級)	③ 精神障害者保健福祉手帳に、精神保健および精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障がい等級が1級と記載されている人
		③ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある人として記載されている人(3級から6級まで)	④ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいの程度が1級または2級と記載されている人
		④ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人	⑤ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に精神上または身体上の障がいの程度が恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第3項症までの人
		⑤ 精神または身体に障がいのある年齢65歳以上の人で、その障がいの程度が「障がい者の範囲」の①または③に掲げる人に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている人	⑥ 精神または身体に障がいのある年齢65歳以上の人で、その障がいの程度が「特別障がい者の範囲」の①、②または④に掲げる人に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている人
控除額	所得税	所得金額から27万円の控除	⑦ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人 ⑧ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 所得金額から40万円の控除 ※同居特別障がい者に該当する場合、所得金額から75万円の控除
	市・県民税	所得金額から26万円の控除	所得金額から30万円の控除 ※同居特別障がい者に該当する場合、所得金額から53万円の控除



税・使用料の減免等

## 2 市民税・県民税の障がい者 非課税 身知精児

市民税課 TEL939-1212 内線3252~3255

### 対象

賦課期日(1月1日)において、納税者本人が税法上の障がい者に該当する場合。

### 内容

本人の前年の合計所得金額が135万円以下のときは、所得割と均等割が非課税となります。

## 3 相続税等の障がい者控除 身知精児

沖縄税務署 TEL938-0031

### 対象者

#### 1 相続税の障がい者控除

相続(遺贈を含む)により財産を取得した相続人が日本国内に住所を有する障がい者で、かつ、法定相続人である場合には、その者の相続税額から、障がい者控除として相続開始の日の年齢(1年未満切捨て)からその者が満85歳に達するまでの年数1年につき、特別障がい者の場合には20万円、一般障がい者の場合には10万円を乗じて計算した金額が控除できます。この場合、障がい者控除を受けることができる金額がその者の相続税額を超える場合には、その超える金額をその者の扶養義務者で同一の被相続人から相続(遺贈を含む)により財産を取得した者の相続税額から控除できます。

#### 2 特別障がい者等に対する贈与税の非課税

日本国内に居住する特定障がい者(特別障がい者または特別障がい者以外で精神上的障がいにより事理を弁識する能力を欠く状況にあるなどその他の精神に障がいがある者として一定の要件に当てはまる人)が特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権を贈与により取得した場合には、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社などの営業所を経由して特定障がい者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、信託受益権の価格(信託財産の価格)のうち6,000万円(特別障がい者以外の者は、3,000万円)までの金額に相当する部分については贈与税はかかりません。

#### 3 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金等の非課税

身体または精神に障がいのある者またはその者を扶養する者が、条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利を取得した場合には、相続税、贈与税は課税されません。

## 4 軽自動車税(種別割)(軽自動車・原付・軽二輪・小型二輪)の減免 身知精児

市民税課 TEL939-1212 内線3256・3258

### 対象

賦課期日(4月1日)において、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

### 内容

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方は減免されます。また、各手帳を交付されている方と運転者の世帯が違えば、福祉事務所長が発行する、「生計同一証明書(※1)」または「常時介護証明書(※2)」の提出ができる場合のみ、減免の対象となります。

### 申請期間

5月1日~5月31日

### 申請場所

市民税課窓口

### 必要なもの

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 自動車検査証
- 納税通知書
- 申請人の身分を証するもの
- 「生計同一証明書(※1)」 「常時介護証明書(※2)」は、障がい福祉課で発行しています。
- 戦傷病者手帳
- 精神障害者福祉手帳
- 運転者の運転免許証

広告

税のことなら何でもお気軽に  
ご相談下さい。

● 税務相談 ● 記帳代行 ● 申告書作成  
(所得税・法人税・相続税・贈与税・消費税等)

**森 東 道 夫**  
**税理士事務所**

TEL (098) 937-0819 FAX (098) 937-0832  
携帯 090-9572-1838  
沖縄市東2丁目5番20号 リベロハウスT・102号

TAX

税・使用料の減免等

## 5 個人事業税



コザ県税事務所 課税班 TEL894-6501

### 対象

両眼の視力を喪失した方その他これに類する政令で定める視覚障がいのある方。

### 内容

両眼の視力を喪失した方その他これに類する政令で定める視覚障がいのある方で、あんま、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を個人で行っている方は課税されません。また、身体障害者手帳等を交付されている方についても、詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

## 6 NTT電話番号案内料の免除



NTT西日本 ふれあい案内担当

TEL0120-104-174

平日 午前9時～午後5時(土日祝日、年末年始を除く)

### 対象

- 身体障害者手帳を交付されている次の方
  - 視覚障がい1級～6級
  - 肢体不自由1級、2級(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)
  - 聴覚障がい2級、3級、4級、6級
  - 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい3級、4級
- 戦傷病者手帳を交付されている次の方
  - 視力の障がい:特別項症～第6項症
  - 上肢の障がい:特別項症～第2項症
  - 聴覚の障がい:第2項症、第4項症
  - 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい:第1項症、第2項症、第4項症
- 療育手帳を交付されている方
- 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方

### 内容

電話帳の利用が困難な視覚・上肢、聴覚、音声機能、言語機能又はそしゃく機能などの不自由な方、知的障がいや精神障がいのある方を対象に、無料で電話番号をご案内します。

※ご利用前に事前に登録が必要です。

## 7 NHK放送受信料の免除



障がい福祉課 給付係

TEL939-1212 内線3152・3154・3165

### 全額免除

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合。

### 半額免除

以下の障がいの認定を受けている方が住民基本台帳法という世帯主で、かつNHKとの受信契約者である場合

- 1 視覚障がい者または聴覚障がい者
- 2 身体障害者手帳1・2級
- 3 療育手帳A1・A2
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級

### 必要なもの

- 身体障害者手帳
  - 療育手帳
  - 精神障害者保健福祉手帳
  - 印鑑(認印可)
- ※障がい福祉課が減免申請書を発行します。

## 8 自動車税(種別割)・ 自動車税(環境性能割)の減免



(種別割)コザ県税事務所 TEL894-6502

沖縄市美原1-6-34

(環境性能割)県自動車税事務所 TEL879-1627

浦添市港川1500-10

### 対象 (県のホームページを参考にしています)

#### 1 身体障害者手帳を交付されている方

下表による障がい程度の範囲に該当する方。(○:該当、×:非該当、△:備考参照)

※障害が複数にわたる場合は、障害ごとの等級で判断します。また、生計同一者および常時介護者運転については等級の範囲が異なる場合があります。

本人が所有する自動車を本人が運転する場合							
障害\級別	該当する障害程度						備考
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	○	○	○	○	×	×	
聴覚障害		○	○	×		×	
平衡機能障害			○		×		
音声機能障害			○	×			
上肢不自由	○	○	×	×	×	×	
下肢不自由	○	○	○	○	○	○	
体幹不自由	○	○	○		○		
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	○	○	×	×	×	×	一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く
移動	○	○	○	○	○	○	
心臓機能障害	○		○	×			
腎臓機能障害	○		○	×			
呼吸器機能障害	○		○	×			
ぼうこうまたは直腸の機能障害	○		○	×			
小腸の機能障害	○		○	×			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○	×			
肝臓機能障害	○	○	○	×			

#### 身体障害者と生計を同一にする者が自動車を運転する または所有する場合

障害\級別	該当する障害程度						備考
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	○	○	○	○	×	×	
聴覚障害		○	○	×		×	
平衡機能障害			○		×		
音声機能障害			○	×			
上肢不自由	○	○	×	×	×	×	



税・使用料の減免等

身体障害者と生計を同一にする者が自動車を運転する または所有する場合							
障害\級別	該当する障害程度						備考
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
下肢不自由	○	○	○	○	○	○	
体幹不自由	○	○	○		○		
乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障害	上肢	○	○	×	×	×	一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く
	移動	○	○	○	○	○	一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く
心臓機能障害	○		○	×			
腎臓機能障害	○		○	×			
呼吸器機能障害	○		○	×			
ぼうこうまたは 直腸の機能障害	○		○	×			
小腸の機能障害	○		○	×			
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害	○	○	○	×			
肝臓機能障害	○	○	○	×			

②療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証を交付されている方

療育手帳 A1・A2	該 当
精神障害者保健福祉手帳1級かつ 自立支援医療受給者証所持者	
療育手帳 B1・B2	非該当
精神障害者保健福祉手帳 2級・3級	

内 容

障がいのある方のために使用される自動車で一定の要件を満たす場合において自動車税・自動車取得税の減免が受けられます。また、特殊用途自動車(8ナンバー)のうち「身体障害者輸送車(車いす移動車)」または「入浴車」については専ら身体障がい者等の利用に供すると認められる場合、自動車税・自動車取得税を減免できる場合があります。詳しくは沖縄県自動車税事務所へお問い合わせください。

減免申請期限

- 自動車税
  - 4月1日前から自動車を所有している自動車…納期限まで
  - 4月1日後に名義変更(移転登録)で取得した自動車…翌年度の納期限まで
  - 4月1日後に新規取得(新車・中古新規登録)した自動車…登録(取得)日
- 自動車取得税…登録(取得)日

9 住宅のバリアフリー改修(身知精他) 工事に伴う固定資産税(家屋)減額措置

資産税課 家屋係

TEL939-1212 内線2256・2257

内 容

改修工事が完了した翌年度分の家屋に係る固定資産税の3分の1を減額する制度です。ただし一戸あたり100㎡分までが対象となります。

※法律改正等により、要件等が変更になる場合があります。申告書等、詳しくは資産税課にお問い合わせください。

※この減額措置に1戸または一の専有部分について、1回限りとなります。

対象家屋

前提となる対象条件として、次の各号をすべて満たすもの

- ① 新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)であること。
- ② 次のいずれかの方が居住する住宅であること。
  - 65歳以上の方
  - 要介護認定または要支援認定を受けている方
  - 障がいのある方
- ③ 人の居住の用に供する部分の割合が、延床面積の2分の1以上であること。
- ④ 改修後の住宅の床面積(区分所有家屋の場合は専有面積)が50㎡以上280㎡以下であること。
- ⑤ 他の固定資産税の減額を受けていないこと。また、以前にバリアフリー改修工事に係る減額を受けたことがないこと。ただし、熱損失防止改修(省エネルギー改修)住宅の減額のみ併用可能。

工事要件

工事要件として、次の各号をすべて満たすもの

- ① 平成28年4月1日から令和4年3月31日までに改修工事が完了していること。
- ② 次の改修工事のいずれかが行われていること。
  - 廊下の拡幅
  - 階段の勾配の緩和
  - 浴室の改良
  - 便所の改良
  - 手すりの取付け
  - 床の段差の解消
  - 引き戸への取替え
  - 床表面の滑り止め化
- ③ 補助金等を除く自己負担が50万円以上であること。

※平成19年4月1日から平成28年3月31日までの間に改修工事を行った住宅についても、減額を受けられる場合がありますので、資産税課までお問合せください。

※省エネ改修に伴う減額とは重複して減額を受けることが出来ませんが、新築住宅その他の減額を受けている住宅については対象外となります。

必要なもの

- バリアフリー改修に伴う減額申告書
- 納税義務者の住民票の写し
- 改修工事に係る明細書(当該改修工事の内容および費用の確認ができるもの。工事内容を示す書類は、建築士、登録性能評価機関等による証明で代替可)
- 改修工事箇所の図面または写真(改修前・改修後)
- 領収書(改修工事費用を支払ったことを確認することができるもの。)
- 補助金等の交付や給付を受ける場合は、交付や給付決定を受けたことを確認することができる書類

※適用を受けるためには、改修後3ヶ月以内に市に申告していただく必要があります。期限内に申告できない場合はお問い合わせください。

※市外在住の方は上記以外に書類が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。

TAX

税・使用料の減免等

難病患者

障がい児

その他

その他以外の全て

全て

このサービスは障害者手帳を見せるだけで受けられます。



# スポーツ・レクリエーション

## ① 沖縄市スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

NPO法人 沖縄市障がい者福祉協会 TEL938-3480 FAX988-5554  
一般社団法人 サンビスカス沖縄 TEL989-4695 FAX989-4696

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、および障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会等を開催し、障がい者スポーツに触れる機会等を提供するために開催されます。開催時期・内容についてはお問い合わせください。

## ② 沖縄県身体障害者スポーツ大会

社会福祉法人 沖縄県身体障害者福祉協会 TEL851-3455 FAX851-3855  
NPO法人 沖縄市障がい者福祉協会 TEL938-3480 FAX988-5554

県内の身体障害者がこの大会に参加し、競技等を通じスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的に開催されます。

### 競技種目

陸上競技、フライングディスク競技、水泳競技、卓球競技(サウンド・テーブル・テニスを含む)、アーチェリー競技

## ③ 沖縄県ゆうあいスポーツ大会

公益社団法人 沖縄県手をつなぐ育成会 TEL882-5727 FAX882-5720

沖縄県内の知的障がい者スポーツの発展を図るとともに、相互親睦、社会の理解と認識を高め、ひいては知的障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として開催されます。

## ④ 全国障害者スポーツ大会

### 内 容

障がい者が、スポーツを通じて社会参加を図り、多くの人々との交流により障がい者に対する社会の理解を深める大会です。平成13年度から、身体障がい者の部と知的障がい者の部が同時に開催されており、陸上競技、水泳、車いすバスケットボール等の競技や、さまざまな交流イベントが開催されます。



スポーツ・レクリエーション

廣 告

お届けしたいのは  
「安全」「安心」「快適」「やすらぎ」です。

**Howa**

ホーワ 防音サッシ

株式会社沖縄豊和 TEL098-987-8008  
FAX098-987-8118  
〒904-2143 沖縄県沖縄市知花4丁目47番8号





# その他

## 1 郵便等による不在者投票



沖縄市選挙管理委員会 TEL939-1193

郵便等投票証明書の交付を事前に受けることにより、自宅等で郵便等による不在者投票ができます。

### 対象

身体に障がいがあり、選挙の際に投票所に行くことができない方で、次の①または②に当てはまる方

① 下表の手帳等の交付を受け、自ら投票用紙に記入できる方

区分	障がい等の区分・程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

② 上表に該当し、併せて上肢機能障害または視覚障害1級の認定を受け、自書できない方(あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。)

### 内容

選挙期日の4日前までに、郵便等投票証明書を添えて沖縄市選挙管理委員会へ投票用紙の請求をしてください。沖縄市選挙管理委員会から投票用紙を郵送しますので、投票用紙が届いたら、ご自分で記入し、沖縄市選挙管理委員会あてに郵送してください。

※事前に沖縄市選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けていることが必要です。沖縄市選挙管理委員会にある「郵便等投票証明書交付申請書」に本人自らが記入し、障害者手帳等を添えて申請してください。ご家族の方が申請される場合は、いったん申請書を持ち帰り、ご本人に申請書を記入していただくうえで、障害者手帳等を添えて申請にいらしてください。なお、申請書は郵送することもできますので、選挙管理委員会までご連絡ください。

## 2 選挙の際の代理投票・点字投票



沖縄市選挙管理委員会 TEL939-1193

### 内容

選挙の際に文字を書くことが困難な方は、申出により、投票所の係員が代わりに投票用紙に記入する代理投票をすることができます。

視覚障害のある方は、投票所にある点字器またはご自身の点字器を使用し、点字投票をすることができます。

## 3 聴覚・言語障がい者用メール110番



沖縄県警察本部 通信指令課 TEL862-0110

### 内容

言語や聴覚に障がいのある方が、事件や事故に遭った時に文字対話方式メールで警察に通報するシステムです。詳しくは、沖縄県警察本部通信指令課にお問い合わせください。

## 4 聴覚・言語障がい者用FAX110番



沖縄県警察本部 通信指令課 TEL862-8110

### 内容

言語や聴覚に障がいのある方が、事件や事故に遭った時に必要事項を紙面にし、FAX送信して警察に通報するシステムです。詳しくは、沖縄県警察本部通信指令課にお問い合わせください。

## 5 聴覚・言語障がい用メール119番(NET119)



沖縄市消防本部 通信指令課

TEL929-1190 FAX983-4632

メールアドレス:a92tuusin@city.okinawa.lg.jp

### 対象

聴覚・言語機能等に障がいのある方で、沖縄市に居住または通勤・通学し、原則として身体障がい者手帳の交付を受けている方。

### 内容

インターネット機能を利用することができる携帯電話又は、スマートフォンを利用して、消防車や救急車等の出動要請に限り利用できます。なお、ご利用する場合には**事前の登録が必要です**。詳しくは、市消防本部通信指令課にお問い合わせください。

### 事前登録の受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分  
(土日祝日、年末年始、慰霊の日除く)

## 6 聴覚・言語障がい者用FAX119番



沖縄市消防本部 通信指令課

TEL929-1190 FAX983-4632

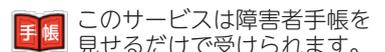
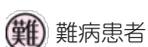
### 対象

音声による119番通報が困難な聴覚又は音声・言語に障がいのある方。

### 内容

書面によるFAX119番通報を行い、沖縄市内における消防車や救急車を要請することができます。また、何らかの事情により会話ができない場合の通報にも利用できます。

▶登録に関係なく、FAX番号119番へ直接送信できます。詳しくは、市消防本部通信指令課にお問い合わせください。



このサービスは障害者手帳を見せるだけで受けられます。



その他

## 7 点字広報・声の広報の配布



秘書広報課 広報広聴係

TEL939-1212 内線2372 FAX934-0665

### 内容

沖縄市の広報紙「広報おきなわ」から特にお知らせしたい内容を選び、点字と音読による広報を行っています。視覚障害のある方や高齢で広報紙が読みづらい方などに、点字版および音声版(CD・カセットテープ)を無料配布しています(月1回、希望者のみ)。詳しくは広報広聴係までお問い合わせください。

## 8 図書館利用サービス



沖縄市立図書館 TEL929-4919 FAX923-0312

### 内容

資料の貸出サービスとして、音声読み上げに対応した電子書籍、音声図書デジター、低視力や高齢の方でも読むことができる大活字本、本の内容を理解することが苦手な方でも読めるように工夫されたLLブック、そのほかにも点字図書を所蔵しております。館内サービスとして図書館資料の活字を読み上げる音声読書器、拡大読書器等の機器をご利用いただけます。また、読書サポート登録者に限り、対面朗読やサピエ図書館の利用や郵送貸出サービスを行います。詳しくは、市立図書館までお問い合わせください。

## 9 青い鳥郵便はがきの無償配付



日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター

TEL0120-232-886(フリーコール)

0570-046-666(携帯電話からの通話は有料)

日本郵便株式会社では、受入期間内に希望された方に身体障がい者・知的障がい者の福祉に対する国民の理解と認識を更に深めることを目的として、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便はがきを封入したものを無償配付します。

### 対象

身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1・A2を交付されている方。

### 内容

1人につき、次の①または②のいずれか1種類20枚を無償配付

① 通常はがき(無地、インクジェット紙またはくぼみ入り)

② 通常はがき胡蝶蘭(無地またはインクジェット紙)

※配付を希望される方は、お近くの郵便局に身体障害者手帳または療育手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入し申し出ることが必要です。また、郵送による申し出も可能ですので、詳しくはお近くの郵便局にお問い合わせください。

### 案内時間

平日 午前8時～午後9時

土日祝日 午前9時～午後9時

## 10 盲人用郵便物の無料配達

お近くの各郵便局

平日 午前9時～午後4時

### 内容

盲人用の録音物または盲人用点字のみを掲げた郵便物は無料で送ることができます。また、盲人の方若しくは郵便局の指定を受けた施設についても無料で送ることができます。封筒または小包の名あてが点字で表示されているか、または名あて面上部の右すみに「盲人用」と表示してお出しください。

※詳しくは、各郵便局にお問い合わせください。

## 11 ニュー福祉定期貯金



お近くのゆうちょ銀行窓口(貯金関係)

平日 午前9時～午後4時

### 内容

次に掲げる年金や国の手当を受給されている方は、1年の定期郵便貯金に優遇利率が適用されます。

※預入れ限度額300万円(障がい者マル優が利用できる場合があります。)

### 利用できる方

障害基礎年金等の年金の受給者および特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当等の国の手当の受給者等

※詳しくはゆうちょ銀行窓口にお問い合わせください。

## 12 障がい者等のマル優



(少額預金等の利子非課税)

各金融機関・証券会社等

### 対象

- 身体障害者手帳を交付されている方
  - 療育手帳を交付されている方
  - 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方
  - 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給されている方
  - その他各種法律における障害年金を受給されている方等
- ※詳しくは、各金融機関・証券会社等にお問い合わせください。

### 内容

預貯金、公債のそれぞれ元本350万円を限度として利子等が非課税となります。

## 13 携帯電話基本使用料等割引



各携帯電話会社の営業窓口

### 対象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方。

※詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください。

### 内容

基本使用料等が割引になるサービスがあります。



# 団体

## 1 障がい者ボランティア団体



沖縄市社会福祉協議会 TEL937-3385 FAX937-3422

沖縄市内にある障がいに関するボランティア団体をお探しの場合は、沖縄市社会福祉協議会にご相談・お問い合わせください。



# マイナンバーの利用

## 1 障がい福祉課窓口における個人番号(マイナンバー)の利用について

平成28年1月から、マイナンバー制の導入により、障がい福祉課の窓口では、以下の申請において「個人番号(マイナンバー)」の記載および提示等が必要になります。また、ご本人および代理で窓口に来られる方の身元確認も義務付けられております。申請の際には個人番号が記載された以下の書類等を忘れずにお持ちください。

### マイナンバーの記載が必要となる申請

- 身体障害者手帳 ● 精神障害者保健福祉手帳 ● 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院)
- 特別障害者手当や障害児福祉手当 ● 補装具費支給 ● 障害福祉サービスや障害児通所支援

### ご本人が窓口で申請する場合

障がい福祉課での手続には原則「番号確認」と「身元確認」が必要になります。

番号確認	身元確認	
個人番号カードを持っている場合	個人番号カードのみ	
個人番号カードを持っていない場合	顔写真付きの本人確認書類等がある場合	通知カード等(※)と運転免許証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などの顔写真がある書類と合わせて2点
	顔写真付きの本人確認書類等がない場合	通知カード等(※)と自立支援受給者証、医療保険証、年金手帳などの本人証明ができる書類を2つ以上を合わせて3点

- 2つ以上の書類とは、他に所得証明書、介護保険の被保険者証などです。

詳しくは、障がい福祉課までお問い合わせください。

- 郵送により申請を行う場合は、上記の確認書類はコピーを送ってください。

※通知カード等とは、**通知カードまたは本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書またはその写しのことです。**

### 代理人が窓口で申請する場合

ご本人以外の方が窓口申請に来る場合は、身元確認のため以下の書類確認が必要となります。

申請者	代理権および代理人身元確認	番号確認
任意の代理人 (家族、施設職員等)	委任状 代理人の個人番号カードや運転免許証など	1. 本人の個人番号カードまたはその写し 2. 本人の通知カードまたはその写し 3. 本人の個人番号が記載された住民票の写し 住民票記載事項証明書またはその写し
法定代理人 (成年後見人等)	戸籍謄本、登記事項証明書	

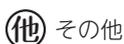
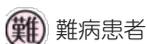
※郵送により申請を行う場合は、上記の確認書類はコピーを送ってください。

※本人の代わりに代理人が申請書等の提出を行う場合(例:配偶者等が申請書類の提出のみを行う場合)には、個人番号が見えないよう、申請書や上記の確認書類のコピー等を封筒に入れて提出してください。この場合、代理人が本人に代わって申請書等に個人番号を記載することはできません。

団体



マイナンバーの利用



このサービスは障害者手帳を見せるだけで受けられます。



# 関係機関・施設等一覧表

## 1 沖縄市事業所・施設一覧 (沖縄県ホームページ参照)

※は県内全域

令和3年4月時点

No.	事業所名称	所在地 (建物名等) 省略	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	施設入所支援※	共同生活援助	療養介護※	生活介護	短期入所	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	宿泊型自立訓練	就労移行支援(一般型)	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	就労定着支援	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	移動支援	日中一時支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援	障害児入所支援※
1	相談支援事業所 サービスプラン沖縄	安慶田1-1-7	989-3901																			○								
2	自立訓練事業所 ラポール	安慶田4-9-7	932-8100										○	○																
3	相談支援事業所 あらかき	安慶田4-10-3	931-9244																	○	○	○								
4	オアシス	明道1-16-12	989-3927														○													
5	放課後等デイサービス ゆいキッズ	明道1-18-1	987-8990																								○			
6	地域密着型通所介護 ゆい明	明道1-18-1	987-8990								○																			
7	共同生活援助 ゆいぐすく	明道1-18-1	987-8990							○																				
8	小規模多機能型居宅介護 ゆい幸	明道1-18-1	987-8990									○	○																	
9	就労継続支援B型 きずな	泡瀬1-5-14	929-4733														○													
10	共生型生活介護・短期入所事業所 きづきの家	泡瀬1-21-13	894-9355									○	○																	
11	きづき居宅介護事業所	泡瀬1-21-15	937-5512	○	○																		○							
12	きづき相談支援事業所	泡瀬1-21-15	937-5512																			○								○
13	きづき児童デイ トリドン	泡瀬1-22-15	923-3823																						○	○	○			
14	ゆいまーる泡瀬	泡瀬2-28-17	937-6522																	○										
15	g-port OKINAWA AWASE	泡瀬2-3-19	988-5671						○																					
16	就労継続支援A型事業所 明	泡瀬2-54-5	937-6101														○													
17	就労継続支援B型事業所 日和	泡瀬2-54-5	937-6101															○												
18	ケアサービスみいじま	泡瀬3-42-10	960-8767	○	○																									
19	就労センター ていーだ泡瀬	泡瀬4-11-18	929-0123													○	○													
20	サポートセンター うさぎ	泡瀬4-38-7	911-4530	○	○		○																	○						
21	あわせヘルパーステーション	泡瀬4-41-1	934-7727	○	○																			○						
22	桜 momiji	池原3-1-50	987-8322								○							○												
23	共同生活援助事業 楓館	池原3-1-50	938-2817						○																					
24	短期入所事業所 桜館	池原3-1-50	938-2817									○																		
25	デイサービスセンター美原いけはら	池原3-3-12	989-5188								○																			
26	ミイケ+	池原3-3-26	988-5767															○												
27	支援センターくらしき	池原4-2-1	939-5230															○												
28	就労継続支援事業所 沙来	池原5-1-13	921-2088														○													
29	訪問介護えくぼ	池原5-3-29	923-2581	○	○																									
30	楽学喜サポートアチェンド音市場	上地1-1-1	987-8530															○												
31	相談支援事業所 ナイス	大里1-11-37	938-7000																			○								○
32	就労支援センタージョイ	大里1-11-37	989-7521															○												
33	ゆいふぁーむ沖縄	大里1-26-29	989-3326															○												

関係機関・施設等一覧表



No.	事業所名称	所在地 (建物名等 省略)	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	施設入所支援※	共同生活援助	療養介護※	生活介護	短期入所	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	宿泊型自立訓練	就労移行支援 (一般型)	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	就労定着支援	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	移動支援	日中一時支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援	障害児入所支援※
34	こども支援 ひまわり教室	大里2-7-10	921-2105																											
35	居宅介護ニハーデービル	大里56	989-5670	○	○	○																○								
36	愛音楽(アネラ)はうす	海邦1-8-3	989-3912														○													
37	恋紅愛(こくあ)	海邦1-8-3	989-3912	○	○																									
38	愛聖ヘルパーステーション	海邦1-15-10	937-0659	○	○																									
39	ローゼル	海邦1-19-32	080-4279-0055																			○							○	
40	Ruelle Association CLUB V	海邦1-19-32	090-9183-0022																								○			
41	コピス	海邦2-27-6	989-8701														○													
42	ケアサービス笑福亭	嘉間良2-1-51	938-8584	○	○																									
43	スパイク	海邦町2-14-10	090-9780-4158																					○		○				
44	放課後等デイサービス ちゅらら	越來1-1-37	988-5056																				○				○			
45	グループホームかぶー越來(みらい)	越來1-1-37	933-8810						○																					
46	自立プラザ希織	越來1-1-37	937-1839								○																			
47	もりのなかまam古謝	古謝1-5-22	938-0202																					○	○	○				
48	障がい児・者在宅支援センター わーい	越來2-1-14	937-0101	○	○	○					○												○	○						
49	デイサービスセンター美原あわせ	古謝2-19-5	989-3101								○																			
50	ナチュラルプラン元気のだね	古謝2-27-17	989-7345																		○								○	
51	ホームヘルプ元気のだね	古謝2-27-17	989-7345	○																										
52	障害者支援施設 ゆいの郷	古謝津嘉山町14-14	938-7000					○		○	○													○						
53	放課後等デイサービス レッツ	古謝津嘉山町14-14	938-7000																					○			○			
54	児童発達支援 レッツ	古謝津嘉山町14-14	938-7000																					○						
55	多機能型事業所 ていーだ	古謝津嘉山町14-16	989-7075								○						○													
56	就労継続支援B型 スクラム	胡屋1-2-2	070-5536-1190														○													
57	障がい児・者在宅支援センターわーい療育センター	胡屋1-2-2	938-4610																					○			○			
58	中部徳洲会病院居宅介護等事業所	胡屋6-4-19	933-3701	○																										
59	緑樹苑居宅サービス事業所	胡屋7-2-10	933-3280	○																										
60	放課後等デイサービスふれあいきつず胡屋	胡屋7-5-35	987-8835																								○			
61	ヘルパーステーションカンナ	園田2-32-17	979-9989	○	○	○	○																							
62	オハナ沖縄	園田3-2-27	989-9742														○													
63	障がい者グループホーム べるる高原	高原1-3-40	090-6858-4945														○													
64	訪問介護事業所 一歩	高原2-2-47	989-0742	○	○	○	○																							

関係機関・施設等一覧表

広告

障がい者就労継続支援 A 型事業所



**作業種目** ○業務委託作業 ○オリジナル製品作成

**労働条件**

- ・基本給 沖縄県最低賃金に準ずる
- ・勤務時間 9:00~13:00(変更の可能性あり) 1日4時間、週20時間、月80時間以上労働
- ・施設利用料なし

オハナ沖縄 沖縄市園田3丁目2番27号  
園田ビル2F(国道330号線沿い)  
TEL.098-989-9742/FAX.098-989-9743  
株式会社オハナ 沖縄県那覇市泉崎1丁目7番10号  
TEL.098-963-9220/FAX.098-963-9221



安心・安全・安らぎ

訪問介護

ヘルパーステーションカンナ

居宅介護 行動援護 同行援護 移動支援

身体介護、家事援助など  
障がい福祉サービスが受けられます。  
詳しい内容や不安な事やご不明点など  
お気軽にご相談ください。

沖縄市園田2丁目32番17号  
TEL.098-979-9989 FAX.098-933-8129



No.	事業所名称	所在地 (建物名等 省略)	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	施設入所支援※	共同生活援助	療養介護※	生活介護	短期入所	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	宿泊型自立訓練	就労移行支援 (一般型)	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	移動支援	児童発達支援	児童発達支援 日中一時支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	障害児相談支援	障害児入所支援※
65	放課後等デイサービス ふれあいぎっず高原	高原2-7-11	987-8830																									
66	未来の宝 アダマスrise	高原3-1-53	989-0745																					○		○		
67	デイサービスセンター美原たかはら	高原3-9-11	988-7808									○																
68	Suns' 居看護	高原3-10-26	989-5623	○		○	○																					
69	ランチ・カフェ・かがり	高原4-1-16	953-1469													○												
70	Doあわせ	高原4-10-18、 4-24-34	989-5623									○																
71	ヘルパーステーションキジムナー	高原5-1-3	929-1805	○	○																	○						
72	障害者多機能型支援施設チャレンジ	高原6-2-8	939-5102									○	○															
73	Røelle Association CLUBⅢ	高原6-3-15	090-6638- 0066																					○		○		
74	児童デイサービス ゆめさきクラブ	高原6-7-40	989-3719																				○			○		
75	相談支援事業所リアンlien	高原7-17-25	989-5720																			○						
76	相談支援事業所 おきなわ	高原7-35-1	930-1704																			○						
77	g:port OKINAWA CHIBANA(D)	知花4-32-48	923-2843										○															
78	g:port OKINAWA CHIBANA(C)	知花4-32-50	989-7613										○															
79	Miracolo(ミラコロ)	知花5-16-63	989-3071																							○		
80	自立訓練事業所 南灯荘	知花5-26-14	929-3030												○	○												
81	コロニー児童デイサービスちばな	知花6-34-3	987-8012																				○			○		
82	コロニー児童デイサービスちばな発達	知花6-34-3	987-8013																				○	○				
83	沖縄市こども発達支援センター	知花6-36-29	934-1283																					○			○	
84	児童サポートチーム にじいろの木	知花6-40-12	961-2120																							○		
85	児童サポートチーム あおぞらの木	知花6-40-15	923-3781																					○				
76	就労サポートセンターこうわ	知花2902-1	989-9909																	○								
87	えむの里	中央1-8-7	989-7439																									
88	グループホーム あかばな	中央1-8-7	989-7439						○																			
89	LITALICO相談支援センター沖縄	中央2-28-1	934-8600																			○						
90	LITALICOワークス沖縄	中央2-28-1	921-0585													○	○											
91	障がい者グループホーム へるる中央	中央4-2-4	979-9849						○																			
92	sorato	照屋1-15-2	937-2500																									
93	就労継続支援B型事業所 ユニティー	照屋3-3-1	929-3168																									
94	グループホームkukulu	照屋5-17-3	979-5373						○																			
95	医療法人 卯の会 就労支援事業所あらた舎	照屋5-23-8	938-2100													○	○	○										
96	グループホームあらかき	照屋5-23-12	934-4888						○																			
97	放課後等デイサービス ドラストU	桃原2-11-1	927-3262																					○		○		
98	たんぼぼ苑 ヘルパーステーション	桃原2-17-17	934-7707	○	○																		○					
99	放課後等デイサービスきらりん	桃原3-9-20	800-2410																							○		
100	ハートリッチ	桃原274-1	934-7300																									

広告

**合同会社 かがり 就労継続支援 A 型事業所**  
いつもニコニコと♥明日も元気でかがりへ

**就労継続支援 A 型事業所 ランチ・カフェ・かがり**

**充実した仕事 (軽作業) × ニュー調理班**

受注弁当及びデイサービス等への給食作り、販売しています。調理経験を積み、調理師を目指します。

**クリーニング班(工場へ行きます)**

- ふとん・毛布などの包み 仕上げ作業
- カーテンプレス仕上げ作業
- 福祉用具のメンテナンス

障がいがあっても安心して働きたいと思っている方を支援します。お気軽にお問い合わせください。

沖縄市高原 4 丁目 1 番 16 号 TEL/FAX.098-953-1469

**就労継続支援 B 型事業所 福祉サービス事業所**

**株式会社 ユニティー**

就労支援 生活支援 相談支援

**仕事内容**

- 自社製品製造(EM商品・EM食器洗剤・ボカシ商品他)
- 下請け作業(内職) ●ギフト箱形成(株沖ハム) ●建築部品組立
- 公園清掃、草刈(市委託) ●仕入、製造販売(沖縄市役所等で出張販売)
- その他単発作業が時期によりあります 利用時間 AM9:00 ~ PM3:00

**送迎・食事あります**

お気軽にご相談・お問い合わせ下さい

TEL.098-929-3168 FAX.098-979-5718

沖縄市照屋 3-3-1・アップビル 1F (安慶田ハイパス沿い)

No.	事業所名称	所在地 (建物名等 省略)	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	同行介護	行動支援	施設入所支援※	共同生活援助	療養介護※	生活介護	短期入所	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	宿泊型自立訓練	就労移行支援 (一般型)	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	移動支援	日中一時支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援	障害児入所支援※
101	デイサービスセンター美原おきなわ	登川2-9-4	989-3071									○											○						
102	シヨードステイ美原おきなわ	登川2-9-4	989-3071									○																	
103	コロニー児童デイサービスのぼりかわ	登川2-19-22	975-6057																				○		○				
104	コロニー児童デイサービスのぼりかわ(発達支援)	登川2-19-22	938-5227																				○	○					
105	訪問介護事業所 ぎすな	登川2623	987-8097	○	○	○																○							
106	児童デイサービスあそぼう	登川2623	987-8097																					○		○			
107	太陽就労自立訓練センター	登川3119-1	934-8312											○			○												
108	太陽総合相談支援センター	登川3119-1	934-8312																		○								
109	放課後等デイサービスふれあいぎすず	東2-2-1	921-2015																							○			
110	児童発達支援事業所coco	比屋根1-7-11	989-3462																					○					
111	相談支援事業所nico	比屋根1-7-11	989-3462																		○								○
112	ドューラボひやごん	比屋根1-12-27	989-4159																							○			
113	アユーラ放課後等デイサービス沖縄1	比屋根2-13-16	923-2780																							○			
114	ヘルパーステーションlea	比屋根3-4-10	923-2468	○	○																								
115	生活介護事業所 ラウレア	比屋根4-31-10	932-6077									○																	
116	放課後等デイサービス アラジン	比屋根5-2-17	932-6077																							○			
117	沖縄中部療育医療センター	比屋根5-2-17	932-6077							○	○												○			○			○
118	生活介護事業所 アンデルセン	比屋根5-2-17	932-6077							○																			
119	療養介護事業所 沖縄中部療育医療センター	比屋根5-2-17	932-6077							○																			
120	医療型児童発達支援センター パンビ	比屋根5-2-17	932-6077																				○		○				
121	相談支援事業所 ウアココ	比屋根5-2-17	932-6077																		○								○
122	医療型障害児入所施設 沖縄中部療育医療センター	比屋根5-2-17	932-6077																										○
123	保育所等訪問支援事業所 沖縄中部療育医療センター	比屋根5-2-17	932-6077																								○		
124	リッチガーデン	松本1-8-20	923-3325														○												
125	エンジェル工房	松本2-14-37	929-2611						○								○												
126	児童デイサービス そら	松本2-30-1	929-1142																				○		○				
127	児童デイサービス そらキッズ	松本2-30-2	939-7776																					○		○			
128	児童デイサービス そらステーション	松本2-30-3	929-1142																							○			
129	そらいろ	松本2-30-3	989-0101									○																	
130	障がい者グループホーム ぺるる松本	松本3-14-1	090-9789-5894							○																			
131	多機能型障害福祉サービス事業所 あっぶ	松本3-17-7	989-5653						○						○								○		○				
132	児童サポートハウス くれよん!	松本4-17-1	988-5594																				○	○		○			
133	しあわせ駅 松本	松本870-2	987-8686																					○		○			
134	児童デイサービス結らんど松本	松本898	923-1883																				○	○		○			

関係機関・施設等一覧表

広告

**合同会社うさぎ**  
ヘルパーステーション  
**キジムナー**

●居宅介護 ●重度訪問介護 ●移動支援事業

住み慣れた場所で安心した生活を送れるように、お手伝いします。

随時ヘルパー募集中

沖縄市高原5-1-3  
**Tel:098-929-1805**



●JAおきなわ ●ヨザ支店  
←ゴヤ 港瀬→  
●ヘルパーステーション ●キジムナー



No.	事業所名称	所在地 (建物名等 省略)	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	施設入所支援※	共同生活援助	療養介護※	生活介護	短期入所	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	宿泊型自立訓練	就労移行支援 (一般型)	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	就労定着支援	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	移動支援	日中一時支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援	障害児入所支援※
135	アークこども相談センター	美里1-26-55	090-9780-4158																			○							○	
136	JAおきなわ中部介護福祉センター	美里1-27-6	921-0206	○	○																									
137	訪問介護事業所チャームびらさい	美里1-28-12	988-7255	○	○		○																○							
138	指定就労継続支援(B型)事業所ありのまま	美里1-4-27	938-1530														○							○						
139	ヘルパーステーションSky	美里2-13-33	953-9868	○	○	○																								
140	居宅介護事業所 心・和	美里3-17-16	921-1127	○	○																									
141	ほごり	美里4-2-5	939-9965														○													
142	ドリムボックス 沖縄 南桃原	南桃原1-11-1	988-5700																					○	○		○			
143	重症心身児童発達支援 pal	南桃原1-18-15	931-9811																						○	○		○		
144	児童デイサービスLuana	南桃原3-40-18	989-6881																						○					
145	就労支援センタープラス	美原1-5-1	989-7859														○													
146	相談支援事業所りん	美原1-5-1	989-7859																				○							○
147	相談支援事業所なちゅら	美原2-26-5	894-5183																				○							○
148	相談支援事業所みらい	美原2-26-21	989-1380																				○							○
149	支援センター パレット	美原4-6-20	963-5010									○												○						○
150	相談支援事業所さなり	宮里2-7-4	923-1036																				○							○
151	就労支援サービスJOB BOND	宮里2-7-4	979-9488											○	○															
152	いーまーる沖縄宮里	宮里4-10-1	989-8950						○																					
153	介護支援センター中部	室川2-7-49	921-0670	○							○												○	○						
154	重症心身児童発達支援 Toi Toi	諸見里1-11-20	931-9811																					○	○					○
155	サービスプラン Tiare	諸見里1-28-10	959-5569																				○							
156	こもれび通所支援事業所	諸見里2-18-15	932-3028																						○					○
157	ヘルパーステーション くぐる	諸見里3-47-14	987-5288	○	○	○																	○							
158	自立プラザ希織	山内1-11-15	933-8810															○												
159	保育所等訪問支援事業所 すてっぷ	山内3-8-8	989-7989																											○
160	はちやくみ居宅	山内3-12-2	953-1969				○																							
161	障がい福祉サービス事業所はちやくみ	山内3-12-2	953-1969									○																		
162	コロニー児童デイサービスやまうち	山内4-1-10	933-6855																					○						○
163	しあわせ駅 山内	山内4-17-19	923-3951																					○	○					○
164	児童デイサービス結らんど山里	山里1-21-3	923-0508																					○	○					○
165	共同生活援助 ゆいハウス	与儀1-1-29	933-9690							○																				
166	共同生活援助 まんだ	与儀1-7-5	933-9690							○																				
167	障害者支援施設 みなみの里	糸満市 字摩文仁207	997-3900							○	○	○	○									○	○	○						○
168	れいめいの里	うるま市石川 3259-296	965-0885									○	○																	
169	石水の里	うるま市石川 3259-296	965-5900									○	○																	

広告

プラスαの支援を...

就労継続支援 A型  
就労支援センター プラス  
特定相談支援・障害児相談支援  
相談支援事業所 りん

株式会社 就労支援センター プラス  
沖縄市美原1-5-1 2F TEL 098-989-7859 FAX 098-989-7869

Happy Challenge

創作活動 野外活動  
ステッチメイキング フェイクグリーン  
課題活動 美化活動

障がい福祉サービス事業所  
生活介護・居宅  
はちやくみ  
合同会社まじゅんクリエイト

※はちやくみ居宅では、行動支援及び移動支援も行っています。

理念  
◎利用者の自己決定を尊重し、安心して穏やかに過ごせる時間を提供します。  
◎利用者の「できる」「うれしい」を引き出すために、支援員は誠実に連携し、共に成長していきます。  
◎地域や人とのつながりに感謝し、ささやかであっても役割を担い、貢献していきます。

合同会社まじゅんクリエイト 沖縄市山内 3-12-2 ヒルサイドテラス 101  
月曜日～土曜日 TEL/FAX 098-953-1969  
時間 /9:00～18:00 fukusi-hachagumi@at.au-hikari.ne.jp

No.	事業所名称	所在地 (建物名等 省略)	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	施設入所支援※	共同生活援助	療養介護※	生活介護	短期入所	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	宿泊型自立訓練	就労移行支援 (一般型)	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	就労定着支援	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	移動支援	日中一時支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援	障害児入所支援※
170	指定障害者支援施設 美原の里	うるま市石川字東恩納1517	965-3308					○				○	○																	
171	障がい者支援施設 石川学院	うるま市石川東山本町1-20-1	964-2286					○				○	○																	
172	指定障害者支援施設 栄野比の里	うるま市宇栄野比939	972-4345					○	○			○	○																	
173	沖縄療育園	浦添市経塚714	877-3478							○																				○
174	障害者支援施設 沖縄コロニーセンター	浦添市宮城4-9-17	877-3344					○				○	○																	
175	障害者支援施設 えすの里	大宜味村津波1971-35	0980-44-2112					○																						
176	障害者支援施設 一心療護園	大宜味村津波1971-35	0980-44-2234					○				○	○																	
177	障がい者支援施設 安住の郷	恩納村字安富祖771-4	967-7007					○				○	○																	
178	指定障害者支援施設 沖縄中央療護園	北中城村字仲順544-1	935-1000					○																						
179	独立行政法人国立病院機構 沖縄病院	宜野湾市我如古3-20-14	898-2121							○																				○
180	障害者支援施設 青葉園	豊見城市高嶺395番地1	851-9507					○				○	○	○								○								
181	障害者支援施設 かふう	名護市宇茂佐232-1	0980-43-0057					○				○																		
182	名護わかば園	名護市宇茂佐232-1	0980-43-0057					○				○																		
183	指定障害者支援施設 郷	名護市為又1015-1	0980-52-5577					○				○	○																	
184	指定障害者支援施設 睦	名護市為又1015-1	0980-52-2080					○				○	○																	
185	北嶺学園	那覇市首里石嶺町4-439	886-2126					○	○			○	○				○					○								○
186	療養介護事業所 沖縄南部療育医療センター	那覇市寄宮2-3-1	832-3283							○																				
187	医療型障害児入所施設 沖縄南部療育医療センター	那覇市寄宮2-3-1	832-3283																											○
188	沖縄中央育成園あおぞら荘	南風原町宮平548-1	889-4100					○				○																		
189	沖縄中央育成園あさひ寮	南風原町宮平548-1	889-4100									○																		○
190	ふれあいの里	宮古島市平良字西仲宗根1327-1	0980-73-5305					○	○			○	○				○								○		○	○		
191	障害者支援施設 本部海陽園	本部町谷茶268	0980-47-2622					○				○	○																	
192	指定障害者支援施設 都屋の里	読谷村字都屋167-4	956-1150					○				○	○																	

広告



利用者様の思いに寄り添い、明るく、温かで、  
安心感が持てるサービスの提供に努めます。

**中部地区医師会  
訪問看護ステーション**  
介護保険/医療保険

**中部地区医師会  
ヘルプーステーション**  
身体介護/生活援助

〒904-0006 沖縄市八重島2-11-12 TEL 921-2434 FAX 921-2435  
一般社団法人 中部地区医師会

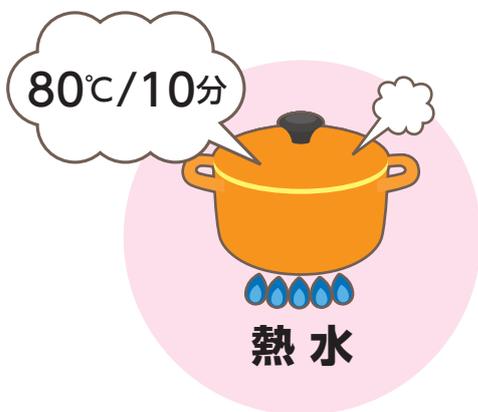


# 公衆衛生の豆知識



身のまわりを清潔にしましょう。

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。



濃度0.05%に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、ブリーチなど。

## 0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品25mL(商品付属のキャップ1杯)
	キッチンハイター	水1Lに本商品25mL(商品付属のキャップ1杯)
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
	キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)

### 注意

- 家事用手袋を着用して行ってください。
- 金属は腐食することがあります。
- 換気をしてください。
- 他の薬品と混ぜないでください。
- 使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

出典：厚生労働省ホームページ「マスクや消毒液について」([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html))より加工・編集して作成

# 沖縄市 健康マップ

株式会社サイネックスによる  
編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです



**諸見眼科**  
院長 長嶺 紀良

受付時間	月	火	水	木	金	土
午前 8:45 ~ 11:30	●	● 11時迄	●	● 手術	●	●
午後 1:30 ~ 5:00	●	● 手術	●	／	●	／

沖縄市園田 3-8-27  
(諸見バス停より南向け徒歩1分)  
TEL **098-933-2255**

**あさとこどもクリニック**  
院長 安里 義秀

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30~12:30	●	●	●	●	●	●
14:00~18:00	●	●	／	●	●	／

休日:日曜/祝祭日/水・土(午後)  
沖縄市古謝 2丁目1番6号  
☎ **098-921-2121**

医療法人 一灯の会  
**沖縄中央病院**  
精神科・心療内科

ストレス・認知症・不眠  
ひとりで悩まず、  
まずはご相談ください



〒904-2143 沖縄市知花五丁目26番1号  
こころの相談室 098-938-2187  
<http://www.oc-hospital.com>

## 健康知っ得豆知識



### 腸の健康には発酵食品が効果的。

世界中に、およそ3,000種類もあるといわれている発酵食品。そもそも、発酵とは、微生物の酵素の働きで原料のある成分が分解、合成され、新たな成分に変化する作用のこと。腸内環境を整えるためには、腸の善玉菌を増やすことです。

そのために、非常に効果的な食べ物が納豆。納豆は腸内で有毒菌の繁殖を防ぐだけでなく、ビフィズス菌のエサとなるオリゴ糖が豊富なため善玉菌を増やす力が。ほかに、乳酸菌が多く含まれているキムチやぬか漬けも腸の健康を促進してくれる食べ物として効果的。



健康関連



# バリアフリーリフォームのコツ



## 負担の少ないうちに老後を考えるリフォーム

少子高齢化の日本においてバリアフリーの必要性はますます高くなっています。健康なうちは必要になってから実施すればよいと考えがちですが、バリアフリー化を進めることで未然の事故防止につながり家族の健康な時間を延ばすことができます。

### 塗装・防水・リフォームの 平安株式会社

本 社 〒904-0001  
沖縄市越来二丁目 22 番 17 号  
TEL:098-938-3001 FAX:098-938-3007  
事業本部 〒904-2426  
うるま市与那城平安座 8321 番地  
TEL:098-977-8001 FAX:098-977-8188



## バリアフリー工事の基本

### ◀ へすりの設置



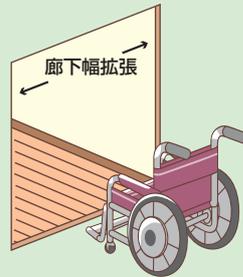
移動のときの転倒防止やつかまり立ちの補助具となります。主要な設置場所はトイレ、浴槽、廊下、玄関など。バリアフリーリフォームの中でも比較的容易な部類です。

### 段差解消▶

つまづきによる転倒防止や車椅子などの移動が容易になります。敷居を低くしたり、スロープを設置するなどして各部屋や玄関から道路までの段差を解消します。



### ◀ 廊下幅の拡張



車椅子の通行やへすりの設置を考慮して十分廊下幅を確保しましょう。工事は間取りの変更をとまなう大規模なものになりがちです。



# 安心・安全・快適住まい♪

## そのてすりは今必要？ 将来に備えて下準備

今現在考えつく、完全なバリアフリー化をただちに行うのは得策とはいえません。例えば通路の両側にてすりを設けたのに車椅子が通れなくなって外さざるを得なくなる…ということもあります。

重要なのは将来の様々な状況に対して、対応できるよう、下準備を整えておくことです。「壁紙の張り替えのとき壁面にてすり用の補強材をいれておく」など、しっかりと下準備を整えておくことでその時になってあわてることなく対応できるというものです。



### トピックス

### バリアフリーリフォームへの支援

介護保険制度では、要介護者が居住する住宅にバリアフリーリフォームを行う場合、費用のうち20万円までについてその9割(18万円)を補助してくれる場合があります。また各自治体によっても様々な支援制度を設けているケースがあります。補助の対象となる工事は決まっています。必要なので、事前にケアマネージャー(介護支援専門員)などに相談しながら計画しましょう。

※掲載の記事に関しましては、一般的な見解を示したものであり、全てのケースにあてはまるものではありません。



株式会社サイネックスによる  
編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

明朗会計・中間マージンなし  
熟練技術者による自社施工  
住宅・集合住宅・商業ビル・内部解体 etc

見積無料

安心！損害責任保険加入  
アスベスト調査込

# 建物解体

ウェブサイトに詳しい情報あり！

お気軽にご相談ください

☎ 098-989-1020

株式会社 琉球 ZERO-ONE

水廻りの工事なら  
当社にお任せ下さい！

お気軽にお問い合わせください。

内外装・水廻りタイル工事

有限会社 中部タイル

沖縄市室川2丁目1-8 TEL 098-937-3975

重軽量鉄骨工事一式・鉄工全般  
住宅・店舗 増築・改築  
ステンレス・アルミ工事一式

ARUMASA

沖縄県知事許可(般-27)第12874号

## 株式会社 丸正鉄工

〒904-2142 沖縄市登川3266-1番地

TEL(098)939-1068  
FAX(098)939-1061

E-mail: marumasa-m@sunny.ocn.ne.jp

従業員 随時募集中

NSC 総合リフォーム・建設業  
株南正コーポレーション

営業種目

- 塗替え塗装
- シーリング工事
- 屋上・ベランダ
- ヒビ割れ補修
- 断熱・防水
- 電気工事一般
- 防音工事
- 土工事
- 水道設備工事
- 鉄工・アルミ工事
- タイル・クロス工事
- ゴムチップ工事
- 増改築工事

※各見積無料

沖縄市字登川 3268 番地  
TEL/FAX 098-989-8067

有限会社  
創建 設計事務所

(一社) 沖縄県建築士事務所協会会員

沖縄市与儀3-3-1

☎ (098)933-0936  
FAX (098)933-8234

http://www.souken-arc.com/



# 公衆衛生の豆知識



## 感染症対策

### 新しい生活様式の実践例

#### 感染防止の3つの基本



2m  
身体的  
距離の確保

・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。  
・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。



マスクの着用

・人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は熱中症に注意。



手洗い

・家に帰ったらまず手や顔を洗う。  
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。

#### 感染リスクを下げながら飲食を楽しみたい

##### 感染リスクが高まる「5つの場面」

飲酒を伴う  
懇親会等

大人数や  
長時間  
におよぶ飲食

マスクなし  
での会話

狭い空間での  
共同生活

居場所の  
切り替わり



##### 感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫



- 飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、②なるべく普段一緒にいる人と、③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- 箸やコップは使い回さず、一人ひとりで。
- 座の配置は斜め向かいに(正面や真横はなるべく避ける)。
- 食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスク着用。
- 換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドラインを遵守したお店で。
- 体調が悪い人は参加しない。



#### 接触確認アプリ(略称COCOA)

接触確認アプリ(略称COCOA)は新型コロナウイルス対策に非常に有効な手段のひとつですので、是非皆さんのスマートフォンへのダウンロードをお願い致します。

感染拡大の  
防止に有効

スムーズな  
検査に  
つながる



アプリのダウンロードはこちらから

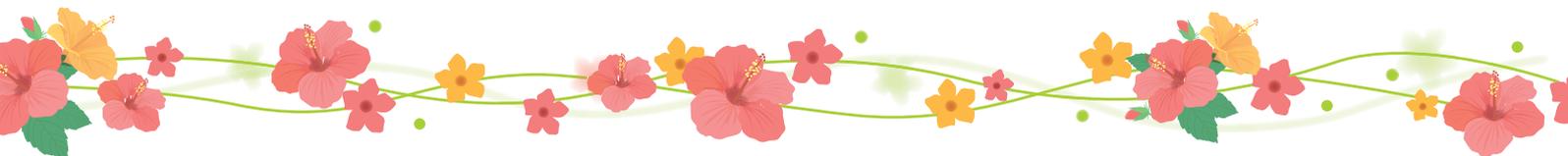


Google Play



App Store

出典:厚生労働省HP 「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)」([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html))  
「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA) COVID-19 Contact-Confirming Application」([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html))より加工・編集して作成



# 障がい福祉ガイドブック

令和3年8月発行

---

## 発行

沖縄市健康福祉部 障がい福祉課  
〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号  
TEL:098-939-1212(代表) FAX:098-939-7739  
E-mail:s\_fukusia41@city.okinawa.lg.jp

株式会社サイネックス

---

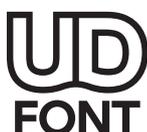
## 制作

株式会社サイネックス  
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15  
TEL:06-6766-3346

---

## 広告販売

株式会社サイネックス 沖縄支店  
〒900-0014 沖縄県那覇市松尾1-19-27  
TEL:098-863-6694  
※掲載している広告は、令和3年7月末日現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。



沖繩市